

## 令和2年11月定例会会議録

令和2年豊郷町議会11月定例会は、令和2年12月7日豊郷町役場内に招集された。

### 1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	北 川 和 利
8 番	西 澤 博 一
9 番	鈴 木 勉 市
10 番	西 澤 清 正
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

### 2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

### 3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	北 川 貢 次
総 務 課 長	山 田 裕 樹
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範

地 域 整 備 課 長	岡 村 浩 孝
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史
上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏
教 育 長	堤 清 司
教 育 次 長	馬 場 貞 子
社 会 教 育 課 長	中 山 圭 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	神 辺 功
書 記	久保川 真由美

5、提案された議案は次のとおり

議第92号	彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて
議第93号	彦根市／犬上郡営林組合规約の変更について
議第94号	豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議第97号	豊郷町議会議員および豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案
議第98号	令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）
議第99号	令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議第100号	令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議第101号	令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
一般質問	

**河合議長** 皆さん、おはようございます。11月定例会を再開いたします。  
ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、  
本日の会議は成立いたしました。本日の会議を開きます。

(午前8時57分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則  
第127条の規定により、9番、鈴木勉市議員、10番、西澤清正議員を指名い  
たします。

日程第2、議第92号彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更  
および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについてを議題といた  
します。

提案理由の説明については、定例会初日に済まされておりますので、これより  
質疑を行います。質疑はありますか。

**議 員** なし。

**河合議長** ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第92号彦根愛知犬上広域行政組合の共  
同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めること  
についてを、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議あ  
りませんか。

**議 員** 異議なし。

**河合議長** ご異議なしと認めます。よって、議第92号を文教民生常任委員会に付託する  
ことに決定いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第3、議第93号彦根市／犬上郡営林組合規約の変更についてを議題と  
いたします。提案理由の説明は済んでおりますので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

**今村議員** はい。

**河合議長** 今村さん。

**今村議員** それでは、議第93号彦根市／犬上郡営林組合規約の変更について、質疑を  
行います。

これは、全員協議会の説明では近年、木材価格が低くなったために事務所経費  
の削減を理由に移転をするというお話でしたが、現営林組合の事務所費用とい  
うのは、賃料として幾らか払っていたんでしょうか。これは彦根の市役所の方で  
やっていたのかなと思いますが、具体的に、金額的にどういう削減なのか、財政  
的な面で説明をお願いいたします。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 皆さん、おはようございます。

それでは、今村議員のご質疑にお答えをしたいと思います。まず、営林組合の、どういう部分での削減かということでございますけれども、現在、彦根市役所の中にございまして、彦根市役所を拠点に置きますと、職員の地域手当の部分で金額が出てくるということもございます。また、全協でも説明をさせていただきましたけれども、林業の部分で十分、役目といいますか、最近では木材を売ることもできないということから、大滝山林という一部事務組合と一緒にすることによって、公用車、また、コピー機とかの、そういう経費の削減ができるのではないかなということで、来年度では約30万円弱の費用の削減が見込まれておるところでございます。そういう部分での統合と申しますか、事務所を一緒にすることでございますので、ご理解のほどお願いをいたします。

以上でございます。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 金額的には30万円ぐらいの減額になるというお話ですが、これは彦根市犬上郡の営林組合ということですから、これで町の営林組合に対する負担金は若干減るわけですか、どういうことなんですか。その30万円が、そういう経費として減らして、そういう分担金とかそういうところにも影響があるんですか。ちょっとその辺がどういうふうになるのか、ちょっとそこだけ。確認だけお願いします。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 再質疑にお答えをいたします。

私、先ほど言葉足らずで申し訳ございません。豊郷町の負担の部分で30万弱ということでございますので、令和2年度では112万5,000円のところを、令和3年度の、今現在想定しております金額では84万円程度に減額されるのではないかなということで、約30万円弱の、豊郷町として、その分の減額が出るということでございますので、ご理解のほどお願いをいたします。

以上でございます。

河合議長 今村さん、再々質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第93号彦根市／犬上郡営林組合規約の変更についてを採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第93号は原案どおり可決されました。

日程第4、議第94号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。提案理由の説明は済んでおりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第94号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。よって、議第94号を総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。ご審議のほど、よろしく願います。

日程第5、議第97号豊郷町議会議員および豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案を議題といたします。提案理由の説明は済んでおりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第97号豊郷町議会議員および豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。よって、議第97号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしく願います。

日程第6、議第98号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。提案理由の説明は済んでおりますので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第98号令和2年度豊郷町一般会計補正予算について質疑をいたします。

まず、14ページです。款3民生費、項1社会福祉費の中の障害福祉費に委託料が上がっています。これは、なぜ今この時期に上がってきたのかを説明してください。場所はどこなんでしょうか。

続きまして、15ページです。19負補交の100万円の減額の具体的な説明をお願いいたします。

そして、20扶助費、障害児通所給付費の増額ですけれども、この背景、合計何人の子供たちが、この事業にお世話になっているかも含めてお願いします。

同じく15ページ、児童福祉総務費の中の13委託料とあります。清掃作業委託とあります。これはどこの施設で、そしていつから、何人の方をお願いするのか、時間給に換算したらどうなのかを教えてください。

愛里保育園施設費において、修繕料とあります。どういう部分を修理の予定でしょうか。

16ページです。環境対策費の中の負補交、スズメバチの巣駆除費補助金なんですけれども、予算にも上がっていました。追加があったんだと思うんですけれども、これはどういう場所なのか、あくまでも公的なところなのか、それとも民間でも、住民さんに被害の出そうなところはこれに入るのかどうかなど、お願いします。

続きまして17ページです。土木費、土木総務費の中で、備品購入費として軽トラックとお聞きしました。こういう事業についての入札だと思っただけなんですけれども、何社ぐらいが該当するのかを教えてください。

18ページ、これは教育総務費の中の振興費ですね。そこで委託料が、ここにも出ています。先ほどと同じ内容で説明をしてください。

それから19の負補交におきまして、遠隔地学生生活支援金とあります。対象が何人であって、トータル何人が応じられたのか、利用されたのか、また、意思確認の、これ、残金が出たということは、何人かがこれを辞退されたのか、知らなかったのか、いろんな理由があると思うんですけれども、意思確認の仕方はどのような形をとられたんでしょうか。以上、お願いします。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、高橋議員さんの質疑にお答えさせていただきます。

私の方からは14ページ、款3、項1、目12の13委託料でございます。豊郷町ふれあいプラザの警備保障分を見ております。

続きまして15ページ、款3、項1、目12の19の負補交でございます。今年度9月補正で新型コロナウイルス感染症福祉事業所等支援金として対応したため削減するものです。その下の款3、項1、目12の20扶助費、障害児通所給付費ですが、こちらの方は15人から17人ということで、増えたため計上いたしております。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 それでは、私の方からは15ページの児童福祉総務費の委託料9万6,000円について、ご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、愛里保育園の清掃作業の費用を見ております。いつからかということですが、これは議決をいただきまして、その後契約を速やかにしたいと思っております。人数は今のところ2名を見ております。

その後、18ページの教育総務費の教育振興費の13委託料につきましては、幼稚園と小学校、中学校を見ております。内容につきましては先ほどと同じです。

その下の19の負担金補助金及び交付金につきましては、実績は6名でございます。周知の方法といたしましては、広報とか、あと、申請に来ていただいた方に、知り合いの中で、今現在、住民票がこちらになくて、ここを卒業された方というような、申請者の中でそういう、まだ申請されてない方がおられたら、こういう制度がありますということをお伝えくださいという方法での周知もしております。

以上です。

河合議長 次長、愛里保育園の修繕料。

教育次長 すいません、修繕料につきましては排煙装置の修繕でございます。

以上です。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

私の方からは16ページ、環境対策費のスズメバチの巣駆除費補助金です。

ども、これにつきましては個人の民家5件分でございます。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員の質疑にお答えいたします。

17ページ土木総務費の公用車の件について、入札すれば何社になるかという件なんですけれども、入札の指名願につきましては今後調べていく予定をしておりますけれども、町内業者を主に考えております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは再質疑ですけれども、まず、14ページの12、委託料がふれあいプラザ、八町・石畑団地と、通称言われているあそこだと思っておりますけれども、今まではここは全く、警備保障的なことは入っていなかったのでしょうか。

15ページの、作業所活動支援給付金というものの、私、予算書を見たらこういう項目の名前がなかったんですけれども、その説明をお願いしますか。そして、同じく15ページの愛里保育園等の清掃作業委託なんですけれども、時間給にしたらどういう条件で雇われるのか、特に限られてくると思うんですね、こういう作業に従事したいという方は、条件とかがいっぱいあると思うんですけれども、私は特に時間給をどのくらいと見込んでいるのかを知りたいので、教えてください。

以上です。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 高橋議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

14ページの警備保障委託料ですが、こちらは、今までは社協さんに払って、豊郷町社協で予算計上されておりました。1月から社会福祉法人とよさと彦愛犬地域障害者生活支援センター、ステップアップに施設を貸し付ける予定であることから予算を計上しております。

続きまして、15ページの作業所活動支援給付金ですが、こちらの方は、今年度6月補正で、議員提案により事業が予算化されたんですが、9月補正で作業所のみならず、病院等、介護事業所、障害事業所等にもこの給付金を拡大するということで、9月補正で対応しているということです。

以上です。



教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

時間給につきましては最低賃金以上です。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、先ほど最低賃金以上ですという返事だったんですけども、それは当たり前のことですし、この計上に当たって、この額をはじき出す時点で、どのくらいというのはやっぱり持っていらっしゃると思うんですよね。今、本当にパートで働く人たちにも、よりね、公の事業ですから、今、一生懸命計算してはりますけど、公の事業ですからね、やっぱりワーキングプア、公的ところが貧しいワーキングプアを生み出すわけにはいきませんので、予算計上のための計算が、終わりましたか、よろしくをお願いします。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員の再々質疑にお答えをさせていただきます。

見積りを取った時点では900円で見えております。

以上です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、10ページですけど、教育費の県補助金の関係の中で、スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助の110万6,000円が上がって、これ、内容について、現にもう配置されているのか、これから配置されるには何名の方を配置されるのか、また、どういう方を採用するのか、採用されるのかということと、そして、この予算は単年度ですか、それとも国に乗じて、これからもそういう支援が出てくると思うんですけども、その点について詳しく説明をお願いしたいと思います。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 西澤議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

スクール・サポート・スタッフの説明をさせていただきます。スクール・サポート・スタッフ配置支援事業といたしましては、業務の内容といたしましては、学校の教職員の業務の支援ということが主な仕事となっております。現在、豊日中学校では校務支援員という方が1名おられまして、その方の人件費となっております。

以上です。

西澤博一議員 今後は、今後についてはどうなの。

教育次長 学校が校務支援員を希望するというのであれば、次年度も続く補助金であると思われま。

河合議長 西澤博一議員、再質疑はありますか。

西澤博一議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 議第98号令和2年度一般会計の補正予算、7号で、まず11ページに、これは歳入の部分ですけれども、款16、項2の目1不動産売払収入、土地売払収入として777万9,000円、町有地売払収入6か所、という説明はお聞きしておりますが、具体的にその6か所は、どこの部分でどういうものなのか。

それと、目2の物品売払収入、公用車の売払収入25万円、歳入予算に上げておられますが、消防ポンプの売払い、これはどういう形で売払いをしようと思っているのか。それと、ちょっと戻りますが、款16の財産運用歳入の財産貸付収入、その上の段でふれあいプラザの貸付料、これは先ほど警備費用とかを含めて、そのふれあいプラザはこれまで、障害者の方たちの、月2回の事業をやっておられました。社協がやっておられた形ですが、その人たちは、今度は社協で、豊栄のさとでやるという話なんです。ステップアップがここを借りられて、賃料として22万2,000円、ここの事業というのは、町としてはふれあいプラザをステップアップ事業に、町の施設ですけど、全面的に貸すという形で決まったのか、どういう形なのか、どうしてそこにステップアップが入ってきたのかということも含めて、その辺の経過を説明していただきたいなど。ふれあいプラザ、当初ね、あそこも高齢者のデイサービス施設とかいうことで立ち上がったんですけど、結果的には開かずの間になってしまっていて、それから、手をつなぐ親の会か、いろいろそういう、月2回の、そういう障害者の、親子のそういうデイサービスの使われるようになって、一応そういう経過がありました。今回は、そこをまるっとステップアップに貸し付けるという話に変わったと聞いて、利用

者の人からも聞きましたが、その経緯はちょっと、町としてどういう方針転換をしていったのか、説明はお願いしたいと思います。

12ページの款20、項5、目4の雑入の衛生費雑入40万円、これについても説明してください。

それから、次は13ページですね。款2総務費、項1総務管理費、目9交通対策費の8番、報償費で、交通指導員活動費41万1,000円、これは増額補正ですが、内容として概略を説明してください。

続いて、その下の目10の地域づくり推進事業費、ここで19番、負補交で、一般コミュニティ助成事業160万円という事業がありますので、具体的に、どこにどういう事業でこのお金は使われるのか。説明をお願いします。

続いて17ページの、款8土木費、項1土木管理費、目1の土木総務費で、備品、18番、備品購入費で313万3,000円、公用車の購入ということで、軽トラックなどをおっしゃっていたと思いますが、これは何台、どういう車種で、どんなのを購入されるのか、ちょっと説明してください。

そして、項2道路橋梁費ですね、目2の道路橋梁費の中で委託料、測量設計委託料とありますが、これは何件分ですか、中身を説明してください。

そして、教育委員会関係で、今回上がっております両小学校、また、振興費でも上がっておりますが、中学校でも、校内通信ネットワーク整備事業委託料、委託、執行残的なのが上がっていますが、これについて、私、今回GIGAスクールということで、全部の小・中学校の関係の、こういうタブレットを購入して、学校内でもそれが常時使えるということで、整備が始まるということは分かっておりますが、問題としては、やはり電磁波過敏症とって、化学物質過敏症と同じように発症する、そういったお子さんも出てくるわけですね。そういった場合に、それを、そういうことを未然に防いでいくための、やっぱりそういう整備事業じゃなきゃいけないと思っているんですが、既にもう整備したところでやっている対策として、各教室のWi-Fiが教室ごとに切れる、使わないときは切る、また、タブレットに関しても、そういう電磁波被害を受けないための角度をつけるケースとか、ブルーライト対策のフィルム、こういったこともしたりとか、やはり、こういう過敏症のお子さん、一度発症すると一生続くという、成長期にある子供ですから、電磁波はガンマ線の一種ということで、発達段階にはすごい影響があるということ、専門家なんかも世界的にも指摘されていることなんです、こういったことを、本町において、教育行政の中ではどういう配慮をしてやっていただけるのか、そのことをちょっと、今回のこの工事入札にも、一応もう、町としては契約を進めてきましたので、そういった配慮はどういうふ

うに、環境設定として児童・生徒の健康に留意した、こういった、G I G A スクールをやっていくという立場に立って、どういう配慮をしているのか説明をしていただきたい。

そして、続きまして20ページ、款11公債費、項1公債費、目1元金、ここが上がっております増額補正は6,296万2,000円、繰上償還元金ということで、今年度、うちの起こしている、これは臨財債かなと思ったりもしますが、この中身、具体的にどういうのを返す予定なのか説明をしてください。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

11ページ、款16、項1、目1の2貸付料ですが、ステップアップ21は1市4町の基幹相談支援センターで、地域の中核的役割を担う相談支援センターです。総合的な相談が困難な事例の相談対応、相談事業者への助言、指導、人材育成の支援等の役割があります。障害サービス利用者の増により相談員が増えており、事務所が手狭になっているというお話をいただきまして、協議をさせていただきました結果、ふれあいプラザを貸し付けるものです。今後、障害高齢者の相談ができる場所としてご活用していきます。なお、いきいきサロンが豊栄のさとに移るということにつきましては、協議をさせていただきました、ご理解いただいております。

以上です。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の質疑にお答えをさせていただきます。

豊郷町内の安食南2か所、下枝1か所、高野瀬1か所、三ツ池2か所でございます。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の質疑にお答えします。

11ページの16、財産収入の物品売払収入の公用車について、どういう方法でということですが、現在、奥山ポンプ商会の方と契約しておりまして、当初は処分の方向だったんですけども、議員さんからの提案もありまして、消防車の売買でお願いしていたところ、25万円ほどで売れそうだということですので、その予算を見ているということです。

次に13ページ、2、総務費の9、交通対策費、8、報償費の交通指導員の活動費につきましては、今年度からシルバーのボランティア様の分も活動経費を見ております。ちょっとその分が不足しますので、44万1,000円の増額をしております。

次に20ページ、款11公債費の内訳ですけれども、まず、銀行に借り入れている部分の償還を行います。7本の償還でありますが、まず最初に、平成26年度地域活性化事業債、これが3,114万2,858円、次に、平成28年度一般補助施設整備費等事業債、これはセキュリティ対策なんですけれども、136万6,668円、次に、平成30年度緊急防災・減災事業債、これは850万円、次に、平成27年度緊急防災・減災事業債、これは314万円、次に、27年度地域活性化事業債、1,071万2,000円、次に、平成29年度地域活性化事業債、210万円、平成29年度公共事業等債、600万円、以上です。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

12ページ、一番下の衛生費の雑入ですけれども、これにつきましては、今年度から始めました畳、スプリング入りマットレス、布団の有料回収ですけれども、これを7月にした結果、大変好評でありまして、次回、3月にもあるんですけれども、同等の処分費の収入を見込みさせていただきいただきました。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、ご質疑にお答えします。

私は13ページ、款2、項1の10、地域づくり推進事業費の19、負補交の一般コミュニティ助成事業160万円の方です。これにつきましては、四十九院が公民館に置くテレビを希望されておられますので、計上をしております。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 それでは、私の方からは17ページの土木総務費、備品購入の公用車なんですけれども、こちらにつきましては現在、町道の草刈りや、町道補修で見回り隊の方を雇っていただいています。その方が利用される軽トラを2台分計上させていただきます。

続きまして、道路橋梁費の委託料の50万円につきましては、現在、沢地先の

日の樋の本内の道路につきまして、拡幅のために今年度測量を行いました。ですので、引き続き詳細設計に入りたいということで上げさせていただいております。

以上です。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 今村議員さんの、G I G Aスクールを進める上における電磁波過敏症に対する対応であります。この件に関しましては校医先生とも相談して進めていきたいと思っております。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 どうぞ。

今村議員 最初、11ページの款16財産売却収入で、今、町有地売却の6か所の説明があったんですが、字名だけで場所がはっきりしなかったんですが、ここに、過日問題を指摘した町有地不法占有問題の町有地は含まれているんでしょうか。これ、公売にするから、含まれていたら、その公売の条件としては、町民にもいろいろなご意見がありますので、そういう公職、いろいろな、ある人たちの、こういう不法占有物件については、応募するのはおかしいんじゃないかという意見もあるし、一応損害賠償金は払ったんだからしてもいいという意見もあるし、いろいろなんです。町の判断はどういう形になっているのか、その辺は議会の場ではっきりしていただきたいなと思っております。

そして、教育委員会の、私、このG I G Aスクールに対して非常に懸念を持っているんですが、今、教育長の方からは、今後相談してまいりますという話だったんですが、全国的には、やはり電磁波の測定導入を定期的にやるとか、W i - F iを各教室で切るとか、W i - F iの入らない教室をつくるとか、いろいろな取組があるんですが、事前にこれを導入するに当たって、町としてはどんなことを、そういう整備業者に対しても言ってきたのかというのをちょっと知りたいんですが、その点についてどんなことを、子供たちの発達段階、途中の子供たちです。健康被害を起こさせないために、町としては、あれは県の統一入札にかかってますけど、でも、やはり豊郷の、職員さんも電磁波被害ってあるんですよ、教師でもそれで学校へ行けなくなる人もいますしね、だからそういう点ではどんな配慮をしていたのか、その導入を見越したときの教育委員会の判断について、その点をちょっと説明してください。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

6か所のうち、占有箇所が含まれているのかということでございます。2か所含まれております。それと町有地、公売の資格要件について、町としてどういうことかということですので、従前、町有地の公売については、公平公正の観点から不動産鑑定士により町有地の鑑定を行い、最低制限価格を設け、入札により落札者の方に売買しております。そこで売払いの方に必要な資格要件といたしましてですが、従前、住所地における税及び納付金を滞納していない者及び破産者及び町公有財産に関する事務に従事しない者となっております。

今回、占有に係る物件の公売についての資格要件に対し、議員おっしゃるとおり賛否がございますが、町といたしましては顧問弁護士に相談した結果、占有案件の購買に関しては、昨年度、弁護士を交え民事の和解が行われたことで、新たに今回、資格要件を設けることはございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 今村議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

今現在、校内ネットワークの整備事業につきましては、まだLANの線が教室まで入っているという状態ではありません。今現在、業者の方との、どのようなことを検討しているかということなんですけれども、先ほど教育長が申しましたように、校医と相談しながら、また、業者の方とも相談をしながら協議を進めていきたいと思っております。ただ、電磁波を防ぐエプロンをつけるということも1つの方法なのかなというふうには思います。その辺もあわせて協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 西山人権政策課長、今、今村議員の質疑で、この売払いの6か所、あしたの予算委員会までに、どこか、6か所、公表してもよろしいんですか。ちょっと書いてきてください。

人権政策課長 はい。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第98号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）を、予算決算常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第98号を予算決算常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

日程第7、議第99号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、日程第9、議第101号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）までを一括議題といたします。提案理由の説明は済んでおりますので、これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 まず、議第99号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について。5ページの歳入の方で、ここで、目1一般会計繰入金ということで保険基盤安定繰入金、保険税軽減分として305万1,000円の減額で、今回、こういう金額的に減額措置がされておりますが、これはどういう中身でこうなったのか説明してください。

それと、次の6ページの歳出の方、ここで款2保険給付費、項1療養諸費の、目1の一般被保険者療養給付費の中で、19番負補交が783万9,000円、一般被保険者療養給付事業負担金が減額になって、その下にあります項2の高額療養費の部分ですけれども、目1で、一般被保険者高額療養費支払事業負担金というのが、同額の783万9,000円ということで、金額的に、同一金額が一般被保険者療養給付費から一般被保険者高額療養費に移ったという感じに見えるんですが、この措置はどのような形で、今回こういう補正をなされたのか説明してください。

続きまして、議第100号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の、まずは5ページです。款3国庫支出金、項2の国庫補助金、目4の保険者機能強化推進交付金11万4,000円、保険者機能強化推進交付金、また、目5の介護保険保険者努力支援交付金、ここに77万9,000円、両方増額補正がされておりますが、これはどういう増額になった、理由を説明してく



ださい。

そして次、6ページにあります繰入金、款7の項1一般会計繰入金の中で、目5低所得者保険料軽減繰入金、ここで低所得者の保険料軽減に要する費用、令和元年度分が確定したということで10万4,000円ですが、これで、令和元年度の保険料軽減に要する費用、トータルで幾らになったのか。ちょっと、確定分がありますが、幾らだったのか説明をしてください。

そして9ページですね。この最後、9ページに、款4基金積立金。項1基金積立金費、目1介護給付準備基金積立金、今年度の積立金の予算ですけれども、これが84万円増額して、1,280万8,000円という形で、今回補正がされておりますが、この補正分を足しますと、現在の、この足した後退した金額で、令和2年度の現在高、介護給付準備基金は幾らになるのでしょうか。補正後の金額を説明してください。

以上です。

医療保険課長

議長。

河合議長

西山医療保険課長。

医療保険課長

それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

ちょっと数が多いので、すいません、漏れてたら申し訳ないですが、ご指摘いただけると助かります。

それでは、議第99号国民健康保険特別会計補正予算の5ページ、款6繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金につきましては、今年度の額の確定に伴います、差引きの方をさせていただいております。

続いて6ページの保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費の783万9,000円の減額と、高額療養費783万9,000円の増額につきましては、今年度、療養給付費の方が新型コロナウイルスの関係で若干下がっている、実績見込みの方で783万9,000円の減額させていただいた分と、高額療養費の方も4月から9月の実績額で、今後増額する見込みでありますので、差引きをさせていただいて、同額の補正計上をさせていただいております。全体の予算額が最終、もう少し決算まで時間の方がありますので、現時点では県からいただきます普通交付金の方増減が今のところ分かりませんので、その分差引きをさせていただいて、増減はプラスマイナスゼロの方にさせていただいております。

続いて、議第100号豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の5ページ、款3国庫支出金、国庫補助金の保険者機能強化推進交付金と、介護保険保険者努力支援交付金の11万4,000円と77万9,000円の増額につきましては、今年度の交付額の決定によるものでございます。低所得者保険軽減に要

する費用の、令和元年度の合計額につきましては、すいません、ちょっと決算額の方が今手元の方にありませんので細かい数字はちょっと覚えてませんので、978万円、最終的な確定額につきましては委員会の方でお示しさせていただきたいと思います。

あと、9ページ、基金積立金費の介護給付準備基金の積立金の、今年度の予算後の見込額につきましては、最終、今回の補正予算の議決をいただいた時点での見込みにつきましては、1,960万6,912円というふうになっております。以上です。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第99号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第100号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第101号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第99号、議第100号及び議第101号を文教民生常任委員会に付託することに決定しました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

暫時休憩をいたします。10時5分に再開します。

（午前 9時58分 休憩）

（午前10時05分 再開）

河合議長 それでは、再開いたします。

日程第10、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うようよろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですの

で、議員の皆様はご協力のほど、お願いいたします。

それでは、中島政幸君の質問を許します。

中島議員 議長。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、一般質問に入らせていただきます。

w i t h コロナからニューノーマルを前提とした町政運営の考え方について問います。

新型コロナウイルスが終息傾向にない中、新しい生活様式、新しい日常を取り入れながらの「w i t h コロナ」から、今後ワクチンが行き渡った後「アフターコロナ」になっても、新型コロナが蔓延する前の生活様式には完全には戻らないと思われま

す。町民の生活や働き方の前提条件が変わる中で、できるだけ役場へ足を運ばずに行政サービスが受けられるようにする工夫、手続の簡素化、情報の届け方などの行政サービスの考え方も、必要に応じた変化が求められます。

そこで、新型コロナウイルス感染症が本町にもたらしている影響等について問います。

- 1、経済的な影響をどのように分析されているのか。
- 2、町税収の見通しについてどのように捉えているのか。
- 3、当初予算と今後の税収等の動向を踏まえた事業の見直しについて。
- 4、町税、保険料等の支払い猶予措置についての考え方は。
- 5、公共施設などの利用、イベントや地域行事の開催の考え方について。
- 6、収入増に向けてのふるさと納税等への取組について。
- 7、感染予防の観点から、役場公金の支払いをキャッシュレス化の考えは。
- 8、町内業者の支援のための地域振興券を発行してはどうか。
- 9、教育現場の環境変化にどのように対応しているのか。また、今後の方針について、どのように考えているのか。
- 10、行政の働き方の変化への対応について答弁を求めます。

以上です。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 中島議員のご質問にお答えいたします。

税務課といたしましては、w i t h コロナからニューノーマルを前提とした町政運営の考え方についてのご質問の中の2、町税収の見通しについてどのように捉えているのか、4、町税、保険料等の支払い猶予措置の考え方について、

お答えさせていただきます。

まず、2の町税収の見通しについてですが、令和3年度当初予算要求予定を税目別にご説明申し上げます。町・県民税につきましては令和2年1月から12月までの収入が対象となるため、今の段階では非常に収入が読みにくい状況ではありますが、滋賀県の財政収支見通しを参考に、所得割部分を前年度比95%で試算しましたところ、前年度当初予算比1,700万円の減、法人町民税、前年度比700万円の減、固定資産税につきましては、税制改正により新型コロナウイルス感染症等に係る中小企業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例適用見込みにより2,100万円の減、軽自動車税前年度比180万円の増、次に、これは直接コロナとは関係ないと思いますが、喫煙者の減によるたばこ税500万円の減、合計約4,900万円の収入の減を見込んでいるところでございます。

次に4、町税、保険料等の支払い猶予措置の考え方についてお答えさせていただきます。制度の対象者は新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期と比べて、おおむね20%減少している者で、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する地方税が対象となります。豊郷町におきましてはホームページ、広報により制度の周知を図っているところでございますが、11月24日現在で13件の申請があり、徴収猶予額は922万6,900円となります。内訳件数を申し上げますと、法人町民税4件、町・県民税2件、固定資産税7件でございます。また、徴収猶予に係る申請につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、窓口での申請のほか郵送による申請、eLTAxを用いた電子申請も可能となっているところでございます。なお、令和3年2月1日納期限以降の地方税につきましては、当該制度を延長・継続するかどうかなど、国から指針が示されておりませんので、今後の国の動向を注視していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

総務課長  
河合議長  
総務課長

議長。

山田総務課長。

それでは、私からは中島議員の質問の1番と3番と10番にお答えします。

1の、経済的な影響をどのように分析しているかについては、新型コロナウイルスの流行は、世界経済に甚大な影響を与えています。この経済的なショックに対処するため、世界中の人々が協力しながら懸命に努力をしております。本町においても、緊急事態宣言や外出自粛による影響及び第3波の影響により消費が

抑制されており、小売店などにおける売上げが低迷しているところですが、また、企業の業績悪化に伴う個人所得の減少により、不要不急の消費を控えている傾向を感じております。

3、当初予算と今後の税収などの動向を踏まえた事業の見直しについてですが、税収については、先ほど税務課長からお答えさせていただいたとおり、当初予算の多額の減額となっております。現在、令和2年9月に出された、令和3年度総務省の概算要求によると、交付税については本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保するとされています。また、臨時財政対策債についても、財源不足を補うための起債として、税収の減額以上の一般財源を確保できる見込みとなっておりますが、緊縮財政の中でも予算が組めるよう努力していきます。

次に10、行政の働き方の変化の対応についてです。コロナ禍において行政の働き方の変化は、現在のところさほど変化がございません。理由として、1番にテレワークの導入が困難であるからです。

行政の場合、個人情報の取扱いが多く、どうしても限られたネットワークでの業務となります。他の自治体でテレワーク導入事例をお聞きすると、住基、保険、税などの基幹業務、戸籍などの業務についてはほとんどの職員が常時勤務をし、それ以外の業務についてテレワークを実施したそうです。

2番に、行政の業務が原則対人にあることです。行政の主な業務としては事務と相談があります。業者との打合せなどはメール、電話などで対応できますが、住民サービスになると原則対人が基本となります。よって、感染拡大防止対策を実施しながらの業務となりますが、例えば証明書の発行であれば、事前に予約ができるとか、非接触型アプリを活用する、会議は原則書面またはウェブで行うことが考えられます。

以上です。

医療保険課長

議長。

河合議長

西山医療保険課長。

医療保険課長

それでは、中島政幸議員のwithコロナからニューノーマルを前提とした町政運営の考え方について問うのご質問のうち、4番、町税、保険料等の支払い猶予措置の考え方のうち、保険料部分についてお答えいたします。

当課分といたしましては、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の支払い猶予措置についてですけれども、介護保険料については豊郷町介護保険条例第12条、後期高齢者医療保険料については、滋賀県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例第16条の規定により実施することになりますが、11月末現在での支払い猶予措置に係る申請件数は0件となっております。

手続の簡素化につきましては、支払い猶予措置の性格上、個別の案件について確認する必要がありますので、現状以上の簡素化は困難であるというふうを考えております。令和3年度以降の保険料の取扱いにつきましては、先ほど税務課長がお答えしたとおり、国の方針が示されておられませんので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

上下水道課長 議長。

河合議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、中島議員の質問のうち、4番、町税、保険料等の支払い猶予措置についての考え方は、のご質問についてお答えをいたします。

地方公営企業経営の基本原則であります、地方公営企業法第3条の規定では、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないという目的がございます。こういったことから、新型コロナウイルス感染症による社会的影響の状況や、経営状況を鑑みてということにはなるんですけども、支払い猶予措置ではなく、前回同様の支払い減免措置として考えているところでございます。

以上です。

社会教育課長 議長。

河合議長 中山社会教育課長。

社会教育課長 中島議員のご質問、withコロナからニューノーマルを前提とした町政運営の考え方について問うの5、公共施設などの利用、イベントや地域行事の開催の考え方についてお答えさせていただきます。

現在、新型コロナウイルス感染予防対策は、国から基本対策が講じられ、それを受けて県の方針、ガイドラインなどが決められます。滋賀県においては「コロナとのつきあい方滋賀プラン」が策定され、新型コロナウイルス感染予防対策を展開しています。このことを受け、本町では公共施設の利用方法、イベント、地域行事の開催については国・県の方針、また、各種団体のガイドラインを遵守しています。新型コロナウイルス感染予防対策を十分講じるとともに、感染状況の変化に応じ、適切に対応をし、公共施設の利用、イベントの開催を実施し、取り組んでおります。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは3番、中島議員のご質問のうち、私の方からは6番目のふるさと納税の取組についてにお答えをします。

ふるさと納税については、ご承知のとおり地域間で過度な競争を抑え、健全な制度発展のため、返礼割合30%や経費率50%等、いろいろな制限がございます。そのような中、本町といたしましても、ルールの中で1人でも多くの方に豊郷のファンになっていただいて、ご寄附をいただけるように努力してまいりたいと考えております。

以上です。

会計管理者 議長。

河合議長 小西直美会計管理者。

会計管理者 中島議員のご質問のうち、7、感染予防の観点から役場公金の支払いをキャッシュレス化の考えはについてのご質問にお答えいたします。

現在当町では、税金、料金については、役場、金融機関の窓口、口座振替、コンビニ納付、スマートフォンやタブレット端末で、専用アプリPay Bを利用した支払いにより納付いただいております。また、住民票などの証明書等の手数料の支払いについては現金のみです。急速に普及しつつある公金収納のキャッシュレス化につきましては、住民の方々の利用選択の幅が広がる利便性に配慮しながらも、安全性を確保することが何よりも重要であると考えております。

特に、2020年9月頃にキャッシュレス決済サービスの不正利用が大きなニュースになったことは記憶に新しいかと存じます。こういった現状を踏まえつつ、ご質問にありますように、新型コロナ感染予防の観点からは、現金の手渡しによる対面での接触機会を極力回避できる2次元バーコード、QRコードを利用した役場窓口での手数料等の窓口納付のキャッシュレス化、また、税・料金のPay B以外のアプリでのキャッシュレス化を推進しつつ、安全性の考慮ならびに金融機関と歩調を合わせながら、より一層、利便性ならびにサービスの向上を図りたいと考えております。導入にかかる費用、また、運用方法など、各関係機関と連携を取りながら今後の導入を検討していきます。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 中島議員の8、町内業者の支援のための地域振興券を発行してはどうかのご質問にお答えいたします。

地域振興券の発行につきましては、昨年、非課税世帯及び子育て世帯を対象としたプレミアム商品券を発行いたしましたが、9割以上が大型店で使用され、なかなか地元業者の支援につながらないのが実情のため、地域振興券の発行については今のところ考えておりません。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 中島議員のご質問のうち、教育委員会、学校教育課の方からは、9番の教育現場の環境変化にどう対応しているのか。また、今後の方針についてどのように考えているのかについてお答えをさせていただきます。

教育委員会では、文科省が出しております。学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式を遵守しながら感染拡大防止に努めているところでございます。

以上です。

河合議長 中島議員、再質問。

中島議員 議長。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、再質問に入らせていただきます。

1番、経済的な影響をどのように分析しているかというところでお答えをいただきましたが、これは全国的に、新聞等メディアでも言われるとおり、かなり落ち込んでいるというところで、今後も重視して見ていただければと思います。

2番、町税収の見通しについてどのように捉えているかというお答えをいただきました。お答えの中で、合計、例年の約4,900万円ぐらいの収入減というふうにお答えがあったかと思うんですが、今後、社会活動の両立を図っていかなければならないと、また、多岐にわたる対策を講じていかなければならない、当面、経済の減少・停滞に伴う税収が見込めないとは思われますが、続いて、その対応は引き続き考えていただけるのかどうか、お伺いいたします。

3番、当初予算と今後の税収等の動向を踏まえた事業の見直しについてのお答えがありました。個人の、企業間もそうですが、その業種によってばらばらですけれども、企業によって、またそこで働いている方が、個人の収入が減っていくというふうな傾向も見られます。

町は機動的に対応する必要を迫られる緊急の補正予算の対応とか、基金の取崩しや、既存事業の見直しというのも迫られてくるのではないかと思います。予算の組替えで対応することが考えられますが、今後、さらに柔軟に対応していただけるのかどうかをお聞きしたい。

あと、4番です。町税、保険料等の支払いの猶予措置についての考え方はです。先ほども言いましたように、個人の収入が減っている方もおられます。この新型コロナウイルス感染症がもたらす影響というのはかなり大きいかと思われますが、そういう個人の収入や企業の業績の悪化によって、今後も、どうしても、こ



こら辺のところは、払いたいけど払えないというような方も今後出てこられるかも知れません。そのようなところで引き続き猶予措置を考えていただければと思います。

5番の公共施設のイベントですが、国や県の方針に沿って、安全に、これはもう3密を避け、会話時のマスク着用や、いろんなところの取組はしていただいて、安全に運用の方をお願いしたいと思います。

6番、収入増に向けてのふるさと納税への取組についてですが、これはおっしゃったように制限の範囲内で、ルールを守ってというところで取り組まれていると。ふるさと納税の額も年々増えているようにはお聞きしておりますが、私がふるさと納税の件でちょっと調べましたら、今年7月から始まっている農林水産省の補助事業、物品を提供する事業者、生産者は調達する経費に対して最大半分の補助が受けられると、通常よりも安く物品の調達ができて、お礼の品として量が多い物品の提供を自治体に対し実施できる、元気いただきますプロジェクトですか、活用した販売促進をやられている自治体もごさいます。

これを見ると、もともとの30%範囲内で換算すると125%ぐらいの品物を、北海道とか、いろいろやられていますが、それで、ふるさと納税で、このコロナ禍の中税収入を上げようと、そういうような努力をされている自治体もごさいます。もう1つですが、使途を明確にして寄附金を募集するクラウドファンディングなどの活用も見えてきます。そのようなことは考えておられるのかお聞きいたします。

7番目、感染予防の役場公金の支払いですが、いろいろとキャッシュレス化、今後、アプリの導入とか、いろいろと考えていただいているようですが、どうしても使う側というか、役場に来られる住民さん方からしたら、今後もですが、考え方からいったら、人は移動しなくてもいいような環境で、人と会わなくてもよい環境をこれからどんどん考えていかなければならないような時代になるかと思われまます。

彦根市では、11月から窓口でのペイペイ、これは証明書等交付料金がペイペイで支払えるような形で行われていますが、そのようなものを使うことによっていろいろな問題点もあるかと思われまますけれども、今後も、そのような導入に向けて考えていかれるのかどうかをちょっとお聞きしたいです。

8番目、町内業者支援のための地域振興券、そのような大型店を使われて、町内業者にはあまり影響はなかったというところですが、これから含めて、コロナ禍だからといってこれを出すというような話ではないかと思われまます、そんなことも考えていかれてはどうかと思われまます、町内業者で使われないという

ところもあるかと思われましても、住民の方にとっては、少しは負担の軽減にもなるかと思われましますので、その観点からまた考えていただければと思いますので、お聞きします。

9番の教育現場の環境変化にということですが、衛生管理マニュアルで、学校の現場での新しい生活様式を進めるに当たって、いろいろと研究はされているかと思えます。この中で、四十何ページぐらいあるのかな、これ、多分、少し目を通していただきまして、読んでいて、先生方のストレスはかなりなものだと思われまします。そこら辺をどのように対応していくのかをちょっとお聞きします。

行政の働き方改革について、10番です。東京都の渋谷区とか、職員の出勤を50%にして業務を行ったり、大津市ではコロナ禍の中、本庁舎を閉鎖したりという状況まで追い込まれている新型コロナウイルスの感染拡大ですが、そんな中で、わが町が新型コロナウイルス感染症で、仮にクラスターが起きた場合に、多くの自治体がBCP（事業継続計画）を作成していますが、豊郷町では事業継続計画は作成されているのかどうかをちょっとお聞きしたいと思えます。

以上です。

税務課長

議長。

河合議長

山口税務課長。

税務課長

中島議員の再質疑にお答えいたします。

税収減の確保ということでございますけれども、令和2年中の収納状況、納付相談の状況、滋賀県の財政収支見通し、また、税制改正措置等を加味したマイナス4,900万円の推計でございますけれども、その確保対策についてということですが、減免、軽減を除く町税分については、しっかりと徴収してまいりたいと思えます。

それから、徴収猶予のについての引き続きということですが、令和3年2月1日までは申請を現在受け付けております。今後も、コロナウイルス感染拡大予防の観点から、柔軟に申請受け付けを行っていきたいと思えます。3年度以降につきましては、先ほど申し上げましたとおり国・県の動向を注視してまいりたいと思えます。

以上でございます。

総務課長

議長。

河合議長

山田総務課長。

総務課長

中島議員の再質疑にお答えします。

3番の令和3年度の予算の組み直し、基金の取崩しは柔軟に行うのかということですが、緊急事態宣言などの強力な外出自粛などが出た場合は、そのような

ことも考えなければならないと考えております。

あと、10の行政の働き方の変化の対応についての、庁舎でクラスターが発生した場合の事業継続計画ができていないのかということですが、確か、これはまだできていないと思います。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは3番、中島議員のふるさと納税関連の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、第1点目の農水省の補助金関係ですけれども、これにつきましては、和牛や魚介類など特定の品目におきまして、農協や地域の生産者の協議会等が卸される商品に対しての補助ということで、本町もいろいろ活用を模索しておりますが、なかなか難しかったというようなことでございます。ただ、補助は使っておりませんけれども、寄附額の方については前年比で大体110%から115%ぐらいということで、順調に伸びておりますので、今後頑張っていきたいと思っております。

また、2点目のクラウドファンディングにつきましても、これも数年前から制度としてはありますので、本町でも活用できる事業がないかというふうにいると考えておりますが、なかなか難しいのと、逆に言うと使途が制限されてしまうことから、自由に使える今の形の方が活用しやすいということで、導入には至っておりませんということです。

以上です。

会計管理者 議長。

河合議長 小西直美会計管理者。

会計管理者 中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

7番の公金のキャッシュレス化につきましてはですが、先ほど彦根市の例を教えていただきましたが、当町につきましても住民票、税務課の諸証明の手数料につきまして、スマホ決済のアプリの選定等を踏まえまして、今後導入を予定していきたいと考えておるところです。よろしく願いいたします。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 中島議員の再質問にお答えいたします。

プレミアム商品券などにより、町内業者、町内にお住まいの方に対してのメリットもあるのではないかとということだったと思うんですけども、今回につま

して、地域の活性化、また、生活支援を含めた中で2万円の給付をさせていただいておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 中島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

これまで経験したことのない新型コロナウイルスによる先生のストレスに対する対応はということなんですけれども、教育委員会といたしましても、教師のストレスに対しては大変心配をしているところでございます。対応といたしましては、年に1回ではございますけれども、定期健康診断を行っております。そのときに、同時にストレスチェックも行っておりますので、結果によっては医療機関につなげております。また、毎月行っております校園長会では、先生や子供たちの情報交換をしておりますので、それで教育委員会としては把握しておる状況でございます。

以上です。

河合議長 中島議員、再々質疑はありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 では、再々質疑に入ります。ちょっと順番がばらばらになりますが、すいません。

まず、働き方改革、10番ですね、事業継続計画がまだ作成されていないというようなことですが、町内でも病院でクラスターが発生したと、どこでどのような形で、今後、新型コロナウイルスのクラスターが発生するか分からないというところを考えると、事業の継続計画は作成されたらいいのではないかと思います。今後作成される考えはあるのか。あと、なかなか、先ほど課長言われたとおり、役場の業務としては個人情報や重要事項によるセキュリティの観点から、在宅での作業をイメージはされていたようですが、少しずつ、その中でも、このコロナ禍の中、できることは少し考えてやっていくようにされるのか、自治体の業務のオンライン化というのは、可能性としたらなかなかできるところは少ないかと思われませんが、その中でも1つずつ、先ほども言ったように、人とあまり接触しないような形を少しずつ考えていかれるのかどうかをお聞きしたいというところです。

教育現場ですが、健康診断おっしゃいましたが、健康診断は、法的に年に1回はやらないと絶対に駄目なんで、そのほかに、かなりの負担はかかってくると思

うんです。今後もGIGAスクール構想とか、いろいろと出てくるので、かなり先生方の負担はかかってくるし、先ほども予算には計上されていましたが、スクール・サポート・スタッフですか、これ、先ほど1名といわれましたが、本当に1名で足りるのかなというような率直な意見で、そこら辺も、必要に応じて人数を増やしていけばどうかと考えますが、いかがでしょうか。

ふるさと納税の件ですが、行政全体から見たら、外部から税収入、要は頑張ればそれだけ利益というか結果が出るようなところなんで、しっかり、前年比110%増という形で頑張っていたのはよく分かりますが、今後、税収がだんだん少なくなってくる見込みの中、より一層、この事業に力を入れるべきではないかと思imasので、いろいろな形で試行錯誤してここもやっていただければと思imasので、そこら辺の決意をいただきたいと思imas。

キャッシュレス化の考え方ですが、いろいろ、スマホのアプリ導入とかでいろいろと考えておられるというお答えでしたので、積極的に取り入れられるやつは取り入れられて、やっていただきたいと思imasので、どうぞよろしくお願いたします。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 中島議員の再々質問にお答えします。

現在、事業継続計画で災害とかの事業継続計画というのは策定されております。今、新型コロナウイルスの私たちの行動というものは、新型インフルエンザ等感染症拡大防止対策計画に基づいて、今行動しております。その中に事業継続計画がないということだったので、災害の方は一般的に広く事業継続計画を策定しておりますので、その中に今後導入できればなと思imas。

あと、テレワークについては、昨日のニュースの中でも、民間のテレワークは5割ぐらいの実績がある中で、自治体で実施されたのは実際17%だったというニュースも流れております。その中で、自治体の職員からの要望も、テレワークをしてほしいという要望は5割ぐらいあるというニュースが流れていました。しかし、そういう状況の中でなかなか踏み込めないのが個人情報扱いとなっておりまして、企画課の方とも、どうにか実施できないのかなということは日々お話ししているんですけども、なかなか制約があって難しいことですので、先ほど申しました事前予約とか、非接触アプリを活用できればと思imas。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、中島議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

ふるさと納税増に向けての決意ということですが、今現在、少しでも増えるようにということで、ふるさと納税を受け付けている窓口サイト、ポータルサイトと呼ばれますけども、その数を増やしていったり、それから、今の返礼品を提供していただいている事業者さんに、新たな返礼品の提案をいただいたりしておりますし、それに加えて、町内で、今まだ返礼品を提供されていない方に、新たに提供事業者になっていただけるようにということで戸別訪問も重ねておりますので、なかなか成果が出てない部分もあるんですけども、事業者も増やして行って、少しでも増やしていけたらというふうに、頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 中島議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

必要に応じて人数を増やしていけばどうかということなんですけれども、いろいろな補助金はございます。その補助金を利用して人材増に努め、ハローワーク等に募集をかけているところはあるんですけども、適切な人材がなかなか見つからずに苦慮している状況でございます。しかし、引き続き現場の声を丁寧に聞きながら学校支援に努力していきたいと思っております。

以上です。

河合議長 次に、北川和利君の質問を許します。

北川議員 議長。

河合議長 北川議員。

北川議員 それではまず、役場新庁舎建設工事の契約金額について。

役場庁舎の建設工事は、今年3月、12億5,730万円で契約締結されました。工事については平成24年12月にA案、B案が、平成25年6月にはC案、D案が説明され、約七、八年前からの計画だったわけです。この間、いろんな出来事がありましたが、今年、今年度ようやく新築工事に取りかかることができたことは一定評価するところであります。

そこで、今後、工事予算の追加が生じた場合、町はどのような対応を考えているのか、町長にお尋ねいたします。

続いて、保育園及び幼稚園の安全対策についてということで、今年6月議会ならびに9月議会でも質問してきましたが、豊郷町の園児の安全対策についてどのように認識をしているのか、再度問います。

昨年5月に、瀬田で起こった幼稚園園児ら16人が死傷するという悲惨な交通事故も、時間がたつにつれて忘れかけている面もあるが、自分は、この事故は決して他人ごと事ではないと今でも強く感じているところであります。

このことから、豊郷町の現状として、保育園、幼稚園が道路端にあつて、ネットフェンス1枚だけの擁護しかされていない状況に、このままで本当に子供たちの安全は確保できているのか、早急に改善・対応が必要なのではないかと強く思うところから、質問を繰り返しているものであります。豊郷町として、具体的に対処等をどのようにするか、実りある答弁を求めます。

続いて、3番目に入ります。日栄小学校グラウンドのネット破損について。

日栄小学校グラウンドの南側と東側の部分でネットフェンスが破れ、草も生い茂っているため、教育委員会で対処されたが、東側フェンスの外側の農業用水路が深いために除草作業ができないとのことでした。

そこで、今後、除草作業や補修作業が円滑にできるように、また、児童たちが用水路に入り込まないように安全対策を施すためにも、用水路に蓋をするなど、何か対策をするべきではないかと考えるが、答弁を求めます。

以上3点、よろしく申し上げます。

総務課長

議長。

河合議長

北川総務課長。

総務課長

それでは、私の方からは役場新庁舎建設工事の契約金額についてということでお答えをしたいと思います。

現在、工事の方は順調に進んでおりまして、追加ということには想定はしておられないわけでございますけれども、工事予算の追加が生じた場合には、変更契約について議会の議決を得るものだと考えております。

以上でございます。

地域整備課長

議長。

河合議長

岡村地域整備課長。

地域整備課長

北川議員の保育園児及び幼稚園児の安全対策について、ご説明申し上げます。

9月議会で、道路管理者として危険箇所については何らかの施設を設置すると申し上げました。崇徳保育園については園長と協議をした結果、崇徳保育園のグラウンドの鉄棒付近については丁字路となっており、車が飛び込む可能性があると思われることからガードレールを設置しております。また、愛里保育園、豊郷幼稚園について、道路管理者としては特に実施する箇所はないと判断しております。

以上です。

続きまして、北川議員の日栄小学校グラウンドのネット破損についてご説明申し上げます。日栄小学校グラウンド東側の水路とグラウンドはネットフェンスで遮られており、児童がグラウンドから入り込むことはないこと、通学時に児童が通ることもないこと、また、排水路清掃の邪魔になるため開放をしております。また、ネットフェンス破損の修理や法面の草刈り等の管理については、教育委員会の方で実施されております。

以上です。

河合議長 北川議員、再質問。

北川議員 はい。

河合議長 どうぞ。

北川議員 今後、追加予算になれば議会にかけるということで、それはよく分かっていますが、僕の聞きたいのは、7年も8年も計画を立てて、ようやくこの3月に実施されました。そこで7年も8年もかかった設計に対して、設計というか、今までずっと計画を立ててきた、それが、今度また追加が出るということ自体が、確かに追加予算が出れば議会にかけなければならないと思っていますが、しかし、それ以前の問題だと思っています。やはり7年も8年もかかって、それでもまだ、工事の間に追加が出た云々どうこう、これはちょっと考えが甘いんと違うのかなと僕は思っております。再度お尋ねします。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、再質問にお答えをしたいと思います。

今ほどおっしゃっていただきました、7年から8年かけてと申しますけれども、その1つの建物に対して8年間設計をしてきたことではなくて、まず耐震から始まり、4つの案の中で何がいいのかということで、いろいろ皆さんとご検討をいただいた、そういう中で我々も、いろいろな検討をしてきた中でようやく固まったのでは、もう1年ぐらい前ではなかったのかなと。そういう中で、たくさんの今までの設計費用なり調査費用をかけてきた中で、もう、これ以上の設計金額をかけられないということで、今のB案の中を検討しながら進めてきたということでございますので、8年間同じような設計をしてきたということではないことはご理解賜りたいということでございます。

以上でございます。

河合議長 北川議員、再々質問。

北川議員 今の件はそれで結構です。次の質問を。

河合議長 次行ってください。



**北川議員** 次に入ります。保育園の安全についてですが、確かに崇徳保育園のところ、ガードレールが付いております、僕も確認しております。豊郷幼稚園側の、あそこは確か、ガードレールがまだついていなかったと思っております。やはり今、車というのは、要するに事故が起きたら、道路交通法でいうと単なる事故です。交通事故で済ましてしまいます。しかし、これはあくまでも、僕は交通事故とは思っておりません。免許取ったらプロになります。道路交通法とって、国家試験受けて車の免許取るんだから、もう取った時点でプロだと思っております。だから、事故というのはいつ、どこで、どういうふうになるかというのは誰も想定できません。しかし安全面に対しては、やはり子供たちのことを考えると、大人、まして教育委員会の方がしっかりと考えて、そしてまた、行政と連携を取り持ってやっていかなければならないと思っておりますが、再度お答えを願います。

**地域整備課長** 議長。

**河合議長** 岡村地域整備課長。

**地域整備課長** 北川議員の再質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、事故はいつ起こるか分かりません。先ほど申しただきました幼稚園の箇所については十字路の部分かなと思われるんですけども、そこにつきましては幼稚園の緊急車両の出入り口となっていると聞いておりますので、ガードレールは設置することはできないと判断しております。

以上です。

**河合議長** 北川議員、再々質問ありますか。

**北川議員** はい。

**河合議長** 北川議員。

**北川議員** ここは、要するに南側、豊郷幼稚園の場合は南側ね、南側のネットフェンス、あそこにも僕はガードレールが必要やと思うわ、ガードレールが。やはり、仮にですよ、想定して、車が走ってて、パンクする、そのとき、西から東側へ走った場合は、左側がパンクしたときに左側にばーっと突っ込むわね、逆の場合は、右側がパンクした場合やったら、また右側に突っ込む、そういった場合、もし万が一、万が一ですよ、あつてはならないことが起きるとというのが交通事故だと思います。やはりそれを想定しながら、安全対策としてガードレール、あそこ一面に付けるとか、今、崇徳側のネットフェンス側につけてありますわな、新しく補助してくれましたわな、ガードレールで、ああいう感じであそこを、緊急の場合というのはどこを言っているのか、僕はちょっと意味が分からないわ。あそこのネットフェンスのところ、緊急の場合で出入りするところありますの。僕は、あそこは、こっちから入って行って幼稚園側の入り口がありますわな、そしてまた、

バスが入る口、ただ、それだけですやろ、入り口としては、小学校の方へ入る道というのは。こっちのネットフェンス、何か、ばらせるところあるの。ネットフェンスが外せるわけ、全面。あそこをやはり考えてよ、やはりガードレールなり事故対策をするべきだと思いますが、再度答えを願います。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 北川議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど申しあげました緊急車両というのは、十字路になっている部分についてのところにあるものであります。また、南側の道路につきましては車の通行も少ないことから設置する予定はありません。

以上です。

河合議長 北川議員、次行ってください。

北川議員 日栄小のグラウンド、南側、東側の部分でネットフェンスということですが、再度質問させていただきますが、あそこの東側に、僕が先ほど質問させていただきました、要するにあのグラウンド側のフェンスの東側が、除草作業をするに当たって、僕も見に行きましたが、ものすごく勾配がきついです。法面が、フェンスが立って、そして法面がきつい、その法面のすぐ下は用水路です。あそこも深いです、その用水路も。だから、仮に大人が除草するにしたってかなり危険度が増します。よっぽど、本当に慎重に足場を造って除草をするとか、そういうことをしなくては、子供たちでもできません。また、学校の先生でも無理だと思います。そこら辺をよく考えると、用水路に何か、全面蓋をしなくても、何か移動できるような形の蓋をするとか、それで除草作業するときには、あれは、今までは業者に頼んでましたか。僕はそんなことはないと思うんですけども、この間、僕がちらっと通りかかったときに、見回り隊かな、除草してましたが、危なそうな、本当にもう、滑ったら水の中に落ちる、用水路に落ちるといった感じなところでした。やはりああいったところ、もし万が一、ボールが外へ飛び出たときに、子供がそのボールを拾いに行くという可能性もあります。やはりそういうのを想定すると、蓋をするか、あれは農業用水だから土地改良か何かになるかと思いますが、しかしそこと連携を取り持って、よく考えて、やはり学校の周りなので、そこら辺のところをどういうふうにか、安全面に対してです。今後どういう、僕が質問するに当たって、どういうふうな回答、また、どういうふうにしてもらえるもんか、答弁願います。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 北川議員の再質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、先ほどのグラウンドの東側の水路につきましては土地改良区で管理をさせていただいております、地元の吉田の土地改良区に清掃等をお願いしております。したがって、今、吉田の方からは蓋をしてほしい等の要望は聞いておりません。また、ボールがグラウンドから落ちるといった件につきましては、また、安全面等を考えて、教育委員会の方で何らかの処置をしていただけるというふうに思っておりますので、地域整備課としては蓋をする予定はございません。

以上です。

河合議長 北川議員、再々質問。

北川議員 もうこれで最後ですけれども、ではネットが破れた場合、現状、今補修してあるか、それは僕も確認していませんけれども、今後、ネット、要するに東側でも南側でも、ネットが破れた場合、日栄小から申し入れがあれば速やかに、専決でもいいさかいに、やはり危ない、常にうちの町は子供たちのことを考えて、教育には熱心やなというのがどこの市町村でも聞かれます。どこの議員でも言っております。学校の先生も、豊郷小学校、日栄小学校から、豊日中学校からほかへ移った先生たちは、やはり豊郷が一番いい、豊郷は教育に対してはものすごく熱心やというのが、まして子供たちの安全面に対してもすばらしいということを入っています。だから、そういうことから、今後しっかりと、常に、いつも子供たちのことを、安全、安全ってうちの町は言っておりますので、しっかりとそこから辺の対策を練って、お願いしたいと思いますが、最後の答弁願います。教育長。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 北川議員さんの再々質問にお答えいたします。

子供たちの安全を守っていくというのが、我々教育委員会の大きな使命でもあるかなということを思っております。それで、基本的には日栄小学校に限らず、校地内から出たボールについて、ほかにもあるんですけれども、ボールについては、必ず一旦職員室の先生に報告するように、そして、例えば日栄小学校ですと並行水路にボールが落ちる場合も今まで何度かあったんですけど、必ず先生が責任を持って拾い上げるということを基本にしておりますので、今申し上げましたとおり、子供は校地外へは許可なしで出ないという指示を徹底していきたいと思っております。

以上です。

北川議員 ネットの張りかえは、こっちか。

河合議長 堤教育長。  
教育長 申し訳ございません。ネットフェンス、確かに破れていましたので、すぐ補修  
させました。

以上です。

北川議員 今後は、今後も速やかにするように。  
教育長 対応するようにします。

北川議員 以上です。

河合議長 次に、村岸善一君の質問を許します。

村岸議員 議長。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 それでは一般質問を行います。町長に問います。

農業への取組についてを問います。

農業の取組については、担い手の高齢化に伴い後継者問題や農家戸数の減少  
など、様々な課題等が考えられる状況にあります。こうしたことから、豊郷町と  
して以下の点についてどのように考えているのか、答弁を求めます。

1つ目、豊郷町の水田面積はどれだけあるのか、そのうち遊休農地はあるのか。  
また、毎年、水田面積は減少しているのか。

2つ目、農業者は何人おられて、そのうち法人と認定者は何人おられるのか。

3つ目、町独自の事業と支援体制はどのように行っているのか。水路、農道も  
含めて答弁を求めます。

4つ目、国、県の支援事業に対する町の対応はどのように行っているのか。

5つ目、豊郷町の田園ゾーンは、全て青地と認識してよいのか。

以上、答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の、農業への取組を問うにお答えいたします。

①の、豊郷町の水田面積と遊休農地の面積についてですが、水田面積は365  
ヘクタールで、そのうち遊休農地は0.7ヘクタールです。また、水田面積の減  
少については、毎年、大体約1ヘクタールの農地が減少しております。

②の、農業をされている方の人数と認定農業者についてですが、農家戸数  
は211戸で、そのうち集落営農法人が6法人、個人の法人が2法人と、個人の  
認定農業者が9人で、合わせて17の認定農業者がおられます。

③の、町独自の事業と支援体制についてですが、町独自の事業として、主要な  
ものは4つあり、1つ目は、豊郷町環境こだわり農産物支援事業で、こちらは、

県の環境こだわり農産物の認証に取り組んだ農業者の方に支援しているものです。2つ目は病害虫防除事業費補助金で、米の品質向上を目指して防除を実施した場合の補助金です。3つ目はぼっちゃんカボチャ生産支援事業で、本町の特産物である「とよ坊かぼちゃん」の生産に対しての補助金です。4つ目は地元農産物消費拡大事業で、こちらは主に地元でとれた農産物の消費拡大に取り組んだ事業に支援している補助金です。また、水路、農道の町単独事業につきましては豊郷町土地改良事業補助金交付要綱で、国・県の採択基準対象外の事業につきまして、町単独の事業があります。

④の、国、県の支援事業に対する町の対応についてですが、経営体育成支援事業や担い手確保・経営強化支援事業の支援事業につきましては、事業対象者への要望を募り、要望内容について聞き取り調査と書類確認を行っております。

⑤の、豊郷町の田園ゾーンの農地の認識についてですが、第5次総合計画の将来の地域構想図で示している田園ゾーンにつきましては、補助整備が実施された地域を田園ゾーンとして示しています。ご質問の、田園ゾーンは全て青地かという、一部白地の農地もありますが、田園ゾーンの補助整備事業が実施された農地については青地でございます。

以上です。

河合議長 村岸議員。再質問は。

村岸議員 あります。

河合議長 どうぞ。

村岸議員 1つ目の、水田面積は365ヘクタールということですが、その中で、認定農業者ならびに法人が持つておられる面積はどれだけあるのかということですね、それが1つと、それと、集落法人が6法人であって、あと、認定といえますか、個人の法人が2法人ということ、あと残りの9人の方が認定農業者となっておりますが、その認定農業者の中には、野菜とか施設園芸の方が何名おられるのかですね、水稲とか麦・大豆だけで生活しておられる方が何名おられるのか、それもお聞かせ願いたいと思いますし、それと、国・県の補助金を受ける場合において、豊郷町の認定とか法人の、個人的に持つておられる面積要件では、なかなか、その法人とか、そこが購入したいと思う機械を、補助対象から外れるということは、面積要件とかいうのが大規模農家に集中的になっておるわけですので、豊郷町の個人の認定農業者とかの面積は、それには匹敵できないわけです。その点について、町として今後、認定農業者の数はそのまま、面積を増やす方法はどのように考えておられるのかね。町が一定、面積を増やせと思っておられるのか。または、豊郷町は認定農業者を集約して、もう少し認定農業者を減らす

方向に持っていくのか。町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

それと住宅ゾーンがありますね、その中において、多、分農地があると思います。その住宅ゾーンの中の農地は全て白地か、多分、そうではない青地もあると思います。そうした中で、青地というのは転用とかはできないというふうに理解していいのか。この間、農業委員の方に聞きましたら、全て青地のところは転用できないと、不許可やと、そのように法律で決まったというようなことを聞きましたので、それは正しいのかお聞かせ願いたいと思います。

それと、農業委員会がありますが、農業委員会の役割はどこまで規制をかけられるのか、それを1つお答え願いたいと思います。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再質問にお答えいたします。

まず、①の部分の町内365ヘクタールのうち、認定農業者、また法人が持っている農地の面積につきましてですが、現在、認定農業者とか担い手が持っている面積は240.6ヘクタールでございます。また、国、県の補助金について、町として補助金、認定農業者とかの面積が町内は少ない中で、補助金がなかなか受けにくいというご質問やったと思うんですけども、おっしゃるとおり、本町の農地面積がまだまだ、365ヘクタールで少ない中で、認定農業者の方等が、この経営体育成事業の農機具購入の補助金を、申請等をされるときには、やはり大規模農家の方よりも、やはりポイント等で負けてしまう面があるんですけども、この点につきまして、国とかの要望に対して、やはり本町ではちょっと、今は面積的に低い面があるので、できたら大規模農家用の補助金、また、中小規模的な農家の補助金の創設をぜひともお願いしたいというふうに、町の方では要望をさせていただいております。

また、認定農業者の面積、数をこのままの規模で続けていくのか、町の考えをということやったと思うんですけども、今後、やはり一番大事なものは認定農業者等をやっておられる面積の集積なり集約を行って、効率のよい農業を進めていくのが必要かと思っておりますので、認定農業者の方等で面積を拡大していく場合でも、やはり効率のよい農業を進めていく必要があるかと思っております。また、住宅ゾーンの農地に対しては、こちらの方は町の農業振興整備計画において、青地と白地というふうに示しているところで、住宅ゾーンのところにも青地、白地があるんですけども、こちらの農地に対して、青地は全て転用ができないのかという点、ご質問があったと思うんですけども、青地については、白地にしたら一

応転用ができるとなっております。先ほど、青地は法律で転用ができないというふうにお聞きになったということで、先月の農業委員会の研修会の中で、県の農業会議の方に来ていただいて、農地転用の許可案件についての研修会を実施した中で、第一種農地、土地改良が行われた農地については転用できないという見解で、農業会議の方はおっしゃっておられました。こちらの方についても、委員さんの方からも農業会議の方に確かめていただいて、第一種農地については転用できないというふうにお聞きしたところです。

以上です。

河合議長 村岸議員、再々質問。

村岸議員 はい。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 それでは再々質問をします。

そしたら、土地改良済んだところは、転用は大体できないということで理解させてもろたらええと思うんじゃないけど、というのは、ある方は農地を買われても、わしは田んぼをするために買うたんちゃうんやと、ゆくゆくは、そこは違うものに利用したいという目的で田んぼを買うたんやという方もおられますので、それは強く反対できるということで理解してよろしいんですね。

というのは、地元の組合長なり、区長なり、水利組合長、いろんな方が判こをつけば、農業委員会は、それで今まで認めてきたと思うんです。それは、地元がどれだけ判こをついても、町として、それは絶対にあきませんと突っぱねることとしてもらえるのか、その点を聞きたいなと思うのと、今、住宅ゾーンになっているところが仮に田んぼであって、そこを買われたときに、地目変更するときに、住宅やなしに資材置場等として、後々倉庫等が建っておりますね。それは、第5次計画からいけば、住宅ゾーンの中にそういう倉庫等が建つのはおかしいと違うのかなと思うんです。それまでに、農業委員会等で、なぜ、そこまでが読めなかったのか、そういう点も、町としてどういう見解を示していくのかお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、青地は原則農転できないのかということなんですけども、農地の転用をする場合には、まず、農地区分、立地基準、そして一般基準という段階を経て農地転用の許可が行われるようになっております。その中で第一種農地、土地改

良がされた農地につきましては原則不許可というふうになっておりますので、許可できないということです。この点、ご理解いただきたいと思っております。

また、住宅ゾーンについて、資材置場から倉庫が建っているという中で、農業委員会で把握ができていなかったのかということですが、農業委員会の中では申請に基づいて許可等を出しております。まず、資材置場で出された場合に、まずは資材置場が出されたことに対して審議の方をさせていただいておりますので、その後、また倉庫が建ったということにつきましては、基本、やはり申請を出していただいたとおりに転用していただくのが本来だと思っておりますので、まず、ちゃんと申請書を確認して、転用等の許可について慎重に審議の方はしていきたいと思っております。

以上です。

**河合議長** 慎重審議なんてなされてへんぞ、お前。答弁はしっかり答えなあかんで。

村岸議員、次行ってください。

**村岸議員** それでは、2つ目の質問に行きます。

町長に問います、これからの災害対策を問います。

今年は新型コロナウイルス禍の関係で防災訓練等も中止されたが、そうした中であって、いろいろな災害に備えておくことが重要であることから、今後どのような方法で災害対策を考えていくのかを問います。

1つ目、今の季節でコロナウイルスの中、災害が発生すれば、災害対策本部はどのようにするのか。

2つ目、拠点避難場所の開設はどのようにするのか。

3つ目、元年12月の一般質問で、洪水のおそれのある河川についての質問において、「一級河川では洪水のおそれはない」と答弁されているが、その根拠はどこにあるのか答弁願います。

以上です。

**総務課長** 議長。

**河合議長** 山田総務課長。

**総務課長** それでは、村岸議員の、これからの災害対策を問うについて、①と②をお答えします。

①の、今の季節でコロナウイルスの中、災害が発生すれば災害対策本部はどのようにするのかについて。

災害対策本部は、地震の場合は震度5以上など、風水害の場合は大雨などに関する警報が発表され、大規模な災害が発生すると見込まれたとき、大雨などに関する特別警報が発表されたときなど、豊郷町地域防災計画に基づくマニュアル



に沿って開設いたします。コロナ禍であっても同じように開設は行います。

②、拠点避難場所の開設については、滋賀県より新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドラインに沿って運営を行います。まず、受付を設置し、体温測定、消毒、避難者カードの記入を行います。避難所では密を避けるため、仕切りを行い、ダンボールネットを設置していきます。発熱のある方は、教室など、別の部屋に移っていただくように対応を行います。避難後は衛生環境を保つために、ごみ置き場のルールや定期的な換気、定期的な消毒作業などを行います。

以上です。

地域整備課長

議長。

河合議長

岡村地域整備課長。

地域整備課長

私からは、村岸議員の、これからの災害対策を問うの3つ目についてご説明申し上げます。

令和元年12月議会でご説明申し上げました、豊郷町内を流れる河川で、一級河川は宇曾川、豊郷川、岩倉川、みな川、小増川の5河川がございます。滋賀県では平成30年度に河川整備計画の見直しを実施した際、豊郷町内を流れる一級河川は緊急的に整備が必要でないため、整備計画に記載はされていないこと。また、滋賀県において宇曾川は、昭和58年の災害を契機に河川改修に着手され、支川の岩倉川、小増川、みな川などについても、昭和34年から55年にかけて河川改修を行っております。

現在、これらの改修により、宇曾川は河口からJR東海道新幹線の上流まで、約11キロの区間が50年に1回程度の降雨による洪水に対応できる施設整備を行っております。これらのことから豊郷町内の一級河川で、「洪水のおそれのある河川はありません」と発言をさせていただいております。

以上です。

河合議長

村岸議員、再質問。

村岸議員

はい。

河合議長

村岸議員。

村岸議員

今、災害対策本部の立ち上げは、コロナであっても同じ方向でいくという考えだと聞きましたが、実際そのようにいけるのか、コロナ禍の中で、ほんまに今までどおりの対策本部でええのか、もう少し詳しくせんことにはいかんのかなと思うわけです。

それと、拠点避難場所においても、県の方からの指示とかそういうのはあると思いますが、町独自の考え方、ほんまに県の言うとおりでいいのか、そういうこ

とも考えられないのか。町独自のシミュレーションというものはできていないのか、やっているのか、こういうときにはこの班がここへ行こうとか、そういうシミュレーションはあるのか。

例えば豊郷小学校が拠点避難所となったら、そこにはこのような人数が必ず必要やというシミュレーション等は対策本部の中で持っているのか、その対策本部会議は、それに向けて行政の中で話し合いをやっておるのか、その点をお聞きしたいと思います。

それと、この災害について、今現に起こった場合、学校として、子供たちはコロナの中でどういうふうな対応をさせていくのか、学校としての考え方もひとつお答え願いたいと思います。

それと、河川の問題ですけども、なぜそこまで、県の言うとおりに絶対起きないということが町として確信できるのか。岩倉川にしたって、吉田のところの宮さんの裏、極端に回ったところなんかは、大雨が降ればすぐ決壊しそうな水位まで上がることもなっておりますが、そのために浚渫とかしているということは、おそれがあるさかいに浚渫とかしているのですね。そこまで言い切ることは絶対駄目だと思います、私としては。絶対氾濫のおそれはないというのは、それは絶対言うべきことじゃないと思うんです。そこまで言ったら、町民の方は、ああ、行政が絶対、豊郷町は氾濫しないんやという安心感を持って、恐怖心というのが薄れます。「絶対」という言葉は使用しないでほしいと思います。

それと、前のときにもお聞きしたときに、安食川の改修工事は今やっておられますが、いつをめぐりにでき上がるのか。そうでなければ小さな河川から水があふれて、各字の洪水等が発生すると思います。それで安食川がいつでき上がるのか、ひとつお聞かせ願いたいと思いますのと、30年の5月から湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会が設立されましたが、今現在どのように機能しているのか、それもお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 それでは、村岸議員の再質問にお答えします。

今までの対策本部でよいのかということでございますが、計画の中では対策本部は会議室で設置することになっておりますが、現在は玄関で災対本部を立ち上げて、大雨のときでしたらすぐに報告ができるような体制で行っております。

次に、拠点避難場所の開設で、町独自で何か考えはないのかということでござ

いますが、消防担当というのは二、三年で職員がかわっていきますし、ほかの兼務がございますので、なかなか県のように専門性が少ないので、町独自でいうのはちょっと難しいのかなと考えております。そのため、滋賀県の行うウイルス感染症対策の避難所運営ガイドラインを熟読して、それに沿って運営を行えるように今努力をしております、それと、県の新型コロナウイルス感染症の避難所の開設の研修とかありますので、そこに職員の派遣をして学んでもらっております。あと、避難所開設が速やかにできるのかという質問だったと思うんですけども、これについては現在の訓練が、豊郷町の防災訓練は、今、年に1回行っておりますが、自治会単位での活動が中心で、職員は伝達訓練が中心となっています。豊郷町地域防災計画に基づいたマニュアルに沿って行動できるよう、各課がマニュアルに沿った訓練が今必要であると感じております。今後、町全体の防災訓練とは別に、各課がマニュアルに沿った運営ができるように実施できればと考えているところです。

以上です。

教 育 長 議長。

河合議長 堤教育長。

教 育 長 村岸議員さんの質問にお答えいたしたいと思います。

コロナ禍の中で、学校が避難所になった場合の子供の対応であります。基本、やはり子供は保護者の方と一緒にいるのが一番安心できるので、保護者の方にお預けするというのを考えております。そしてまた、先ほどの件に類するかも分かりませんが、基本的にはやはり保健所の指導に従って行動していきたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 村岸議員の再質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、近年の、毎年のように記録的な豪雨や大型台風の自然災害が発生しておりますので、議員おっしゃるとおり、必ずしも洪水のおそれがないとは言い切れません。ですので、豊郷町では豊郷防災マップを全戸に配布するなど、災害時に対する、災害の避難に資する避難場所やハザードマップに水害リスク等を住民に周知をしていきたいと思っております。

また、安食川の工事につきましては、現在、安食川地区の工事と犬上南部地区につきましては排水の広域な事業をやっておられますけれども、私が持っている資料では平成39年あたりが予定ということになっておりますので、令和10年

ぐらいの工事の完了予定かなと思っております。

以上です。

河合議長 村岸議員、再々質疑。

村岸議員 いや、ちゃんと質問したんやけどな。

河合議長 何か、抜けてた。

村岸議員 ええ、30年の5月から湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設置したんじゃけど、その経過はどうなったのかいうことを聞いたんや。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 村岸議員のご質疑にお答えします。

現在、犬上南部地区の排水改良事業等を実施されておりました、豊郷町でも水路の清掃等に参加をさせていただいて、災害がないまちづくりに努めさせていただいております。

以上です。

河合議長 村岸議員、再々質問はありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 これね、30年5月から湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立して、河川が氾濫する想定の中で、どのようにして住民の方が避難すべきか、どのように周知していけばいいのか、首長及び湖東土木所長、有識者が集まって協議を行っておりますという答弁が昨年12月にありましたが、現在、どのように進んでいるのかいうことを聞きたいんです。それを再度、お答え願います。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 村岸議員の再々質問にお答えをいたします。

現在も年に一度、各市町が集まって会議の方を実施させていただいております。豊郷町につきましては犬上川の排水の関係の水害を出ておりました、それにつきましてはハザードマップ等で作成をされておりました、住民の方には周知をさせていただいております。

以上です。

河合議長 ここで、暫時休憩といたします。

再開は午後1時よりお願いします。

(午前11時42分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

河合議長 午前に引き続きまして、再開いたします。一般質問を再開いたします。  
鈴木勉市君の質問を許します。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 一般質問をいたします。

まず、コロナ禍における来年度の予算編成について町長に質問をいたします。

新型コロナウイルスは、私たちの生活に大きな影響を与えており、経済に与えた影響も計り知れないものがありますが、心配されるのが町財政に与える影響です。そこで、次の点について問います。

1つ、今年度の全ての町税の直近の収入状況見込みを、前年度同時点と比較して明らかにされたい。

2つ、今年度の収入見込み（交付税等も含み）を明らかにされたい。

3つ、来年度予算編成の基本方針を明らかにされたい。

次に、子育て日本一のまちを目指し、体制の整備と、さらなる子育て支援を町長、教育長に求めます。

豊郷町は、18歳までの医療費の無料化を県下に先駆けて実施するなど、子育て施策の充実に取り組み、町民に歓迎をされていますが、さらに、子育て日本一のまちを目指して、今年度、コロナ対策として実施をした妊婦支援対策や、大学生等支援対策を基にして、これらの支援対策にさらに工夫を加え、子育て支援として来年度から実施することを求めます。

公営住宅の管理と今後について、町長に問います。

平成24年度から平成33年（令和3年）までの10年を期間として、平成24年1月に豊郷町公営住宅長寿化計画（以後「計画」と称します）が策定されています。この計画の目的は、公営住宅等ストックの適切なマネジメントを行うために、団地別・住宅棟別の活用方針を定めるとされていますが、その中の80ページでは、長寿命化型改善事業のプログラムとして、10年間の総工事費、約3億6,500万円で工事も明記をされていますが、1つは、この8年間、どのような事業を実施したのか、2つ目は、執行した予算がこれまでの累計で幾らになるのか明らかにしていただきたいと思えます。

次に、今冬の「灯油等暖房費助成」の実施について、町長に問います。

9月議会では、本事業の恒常的な実施を求めましたが、灯油はコロナで価格が下がっていますが、ガソリンも要綱にあるので、十分対応できるように頑張っていきたいとの回答でありましたが、この冬、実施をするのかどうか、明確に明らかにしていただきたいと思えます。

最後に、来年度の国民健康保険税について町長に問います。本町の国民健康保険税は、今年度は値上げになり、多くの町民から「高い国保税、何とかならないのか」という声がありますが、次の点について問います。

1つ、来年度の国保税をめぐる直近の現状を明らかにされたい。

2つ、来年度、収納率が加味されると聞いていますが、その他の変更点があれば明らかにされたい。

以上です。

**税務課長** 議長。

**鈴木議員** 山口税務課長。

**税務課長** 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

税務課といたしましては、コロナ禍における来年度の予算編成を問うのご質問の中の①、今年度の全ての町税の直近の収入状況見込みを、前年度同時点と比較してお答えさせていただきます。

各税目の、令和元年10月末現在と令和2年10月末現在を比較して、収納率の増減及び税額の増減をお答えいたします。なお、法人町民税とたばこ税においては調定が申告時となるため、調定見込みでの算定となります。

個人町民税、令和2年10月末現在収納額1億3,577万9,430円、収納率、昨年度費1.2%の増、収納額193万1,216円の増、法人町民税、令和2年10月末現在収納額3,244万700円、収納率、昨年度比0.7%の増、収納額277万2,000円の減、固定資産税、令和2年10月末現在収納額4億1,858万5,602円、収納率、昨年度比1.3%の減、収納額440万9,086円の増、軽自動車税、令和2年10月末現在収納額、2,811万4,645円、収納率、昨年度比1.3%の増、収納額138万7,625円の増、たばこ税、令和2年10月末現在収納額4,446万9,011円、収納率、昨年度比7.1%の増、収納額285万2,589円の増。

一般会計の税部分の合計といたしまして、令和2年10月末現在収納額6億5,938万9,388円、収納率、昨年度比0.7%の増、収納額780万8,516円の増でございます。

次に、国民健康保険税、令和2年10月末現在収納額7,416万6,839円、収納率、昨年度比0.7%の減、収納額17万9,088円の増、以上でございます。

**総務課長** 議長。

**河合議長** 山田総務課長。

**総務課長** それでは、私からはコロナ禍における来年度の予算編成を問うの2番と3番

についてお答えさせていただきます。

今年度の収入見込みを明らかにされたいということで、今年度の収入見込みについてですが、税収については先ほど税務課長からお答えいただいたとおりでございます。地方交付税については、特別交付税の交付額は現在のところ不明ではありますが、普通交付税については、令和2年度決算見込みで1億3,388万2,000円となり、昨年度と比較して会計年度任用職員分と幼保の無償化分として約8,000万円の増となっております。また、ほかの交付金については例年並みと考えておりますが、地方消費税交付金については、コロナ禍による消費控えによる減額を見込んでいるところであります。

③の、来年度予算編成の基本方針を明らかにされたいということで、令和3年度当初予算の編成に当たっては、第5次豊郷町総合計画に掲げる基本目標実現に向け、各基本目標における現状と課題を再点検し、着実かつ積極的な事業展開を推進するとともに、本町のまちの将来像である「一生青春 みんなで安心 元気なまち」の実現に向け、さらなるステップとなるよう、町民と行政が一体となって、一步先行く豊郷町を築き上げていくこととしています。

特に、子育て環境の強みアップ、全世代参加の地域共生力アップ、暮らしの安全・安心力アップ、まちの魅力と活力アップ、住民直結の行政力アップの5本を中心に、扶助費も増加傾向にある中、自主財源の確保が難しい状況ではありますが、創意工夫することで、既存事業を再構築することも視野に入れつつ、重点施策を基本とし、緊急かつ重要な事業を予算に反映していきたいと考えております。

以上です。

医療保険課長

議長。

河合議長

西山医療保険課長。

医療保険課長

それでは、鈴木勉市議員の、子育て日本一のまちを目指し、体制の整備とさらなる子育て支援を求めるのご質問にお答えします。

妊娠中感染予防対策支援給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、かかりました経費に対する給付金としての性格から、継続的に実施するものではないというふうに考えております。当該寄附金をもとにして子育て支援をとのことですが、妊娠期に対する支援について、妊婦健診が既に実質無料となっているため、給付金等を交付する事業を新規実施することは必要性が薄いと考えております。さらに、来年度当初予算において、新型コロナウイルス感染症の影響により税収等の減収が見込まれる中、新規事業の実施は困難であるというふうに認識をしております。ただ、地方創生臨時交付金等の財源措置

が国において講じられた場合においては、適宜対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、来年度の国民健康保険税を問うのご質問にお答えいたします。

まず、①の来年度の国民健康保険税をめぐる直近の現状ですが、現在、滋賀県において令和3年度の仮係数に基づく標準保険料率の算定作業の最終作業中と聞き及んでおります。

続いて、②の来年度の算定の変更点につきましては、議員ご指摘のとおり、国民健康保険事業費納付金算定に収納率が反映されることとなりました。さらに、支え合いの拡大により出産育児一時金、葬祭諸費及び審査支払手数料が県全体の必要な費用に追加され、これまで市町の財源でありました国特別調整交付金、保険者支援制度、過年度国民健康保険税、財政安定化支援事業及び出産育児一時金の法定繰入分が県全体の公費として追加されます。

以上です。

**教育次長** 議長。

**河合議長** 馬場貞子教育次長。

**教育次長** それでは、私の方からは、鈴木議員の子育て日本一のまちを目指し、体制の整備とさらなる子育て支援を求めるのご質問の中の、子育て支援としての、次年度から実施することについてをお答えさせていただきます。

令和3年度の予算編成につきましては、先の答弁の中で総務課長が答弁しました予算編成基本方針に基づき要求をしております。今年度実施をしました事業につきましては、地方創生臨時交付金という国庫財源があったため実施はできましたが、次年度におきましては財源の確保が困難であると思われまます。つきましては、新規事業につきましては現在のところ未定であります。ご理解のほど、どうぞよろしく願いいたします。

**人権政策課長** 議長。

**河合議長** 西山人権政策課長。

**人権政策課長** それでは、鈴木議員の、公営住宅の管理と今後について問うの、1番、2番についてお答えいたします。

1番の事業についてですが、平成24年度に公営住宅の佃、大溝、宮の西団地の浴室防水工事により、従来のタイル壁を取り払い、新しくユニットバスを設置する工事を行っております。また、屋根防水工事につきましては、平成25年度に改良住宅全棟の防水工事を完了し、26、27年度に佃、大溝、宮の西団地の屋根防水工事が終了しております。なお、外壁改修、屋外排水については随時修繕で対応しておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。



次に、②の執行した予算額ですが、計画予算3億6,500万円に対しまして、執行済額は、工事費と修繕費の合計額で2億5,800万円でございます。

以上です。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森らあき保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の、今冬の灯油等暖房費助成の実施を問うのご質問にお答えさせていただきます。

現在、新型コロナウイルス感染症の流行の第3波が到来しておりますことから、在宅高齢者世帯を対象とした新型コロナウイルス感染防止対策として、今年度に限り支援助成を検討していきたいと考えております。ご理解をいただきますようお願いいたします。

河合議長 鈴木議員、再質問をどうぞ。

鈴木議員 まず、予算編成の件ですが、先ほどの回答ですと、1%内外の、全体の今の増減ということでありましたが、これから年末にかけて、サラリーマンの方の申告はこれからですから、それによって所得税や町民税も決定されてきますから、今の段階で見通しが難しいという状況は理解ができます。ただ、交付税の方も、地方消費税が減額になるだろうという見通しだろうというのもありました。先ほどのあれでいえば、今、一般的にも報道されていますように、賃金カットとかボーナスの支給停止などもありますから、現実的な問題として税収が、来年度はこれまでと同様にはいかないだろうというのは容易に予測がされるかと思えますし、先ほどの同僚議員の質問の回答の中でも、おおよそ5,000万円前後、町税で減になるのではないかと、それからさらに地方消費税の分もありますから、今年度と同様にはいかないのだろうとは思われます。そうなりますと、例年以上に重要なことは、町民の生活と暮らしを守るために、いかにして有効に予算を配分していくのかという視点が大事だろうと思うんです。

そこで、昨年の決算を見てみたのですが、不用額が3億5,500万円強と、前年の2億400万円弱から、およそ1億1,455万円も不用額が増えているという決算でした。不用額については、これまで議会で指摘をさせていただいて、それも一時改善はされましたが、近年また、増える傾向にあります。

この不用額については、積極的に次年度に繰り越すために残したという説明をしている自治体もあるようではありますが、そもそも基本的には、予算や事前の見積りから余分で余った額とされ、財務省は、結果として使用する必要がなかった額、財務省の説明は、不用額というのは結果として使用する必要がなかった額だと説明をしています。さらに、不用額が生まれる背景は、経済的、効率的な

予算執行、入札残などがこれに当たるとは思いますが、によるものと、予算上の見積りや想定が実情と合っていなかったものから生まれるケースがあるという指摘があります。その観点から決算を見ますと、一般会計の執行率が88.4%、前年度が93.6%、大体、平常時は94から95%の執行率になると思うんですが、昨年度は88.4%、大きな工事がありましたから、そうなんですが、中でも、土木費が64.9%、農林水産費が78%と非常に低い執行率になっています。土木費の不用額は3,488万4,000円、農林水産費の不用額が2,693万2,000円、合わせると6,000万円になります。ここに財源があるのではないかということをお願いしたいわけですが、中でも農林水産費の不用額の中には、どういうわけか理由も分かりませんが、繰越明許費の不用額もありました。何らかの理由があったのだらうとは思いますが、この原因は、先ほどの2つの観点から見れば、どちらに当てはまるのか、厳しい検討が必要ではないでしょうか。これらを厳しく検討して、必要などころにしっかりと予算を配分するということが必要ではないかと思いますが、回答を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

確かにご指摘のとおりでございまして、不用額については、今議員おっしゃっていただいたように、今回、庁舎の建設、また歌詰橋等の部分でございまして、金額が跳ね上がったのかなど。ただ、今おっしゃっていただいた農林水産業費の部分につきましては、これについては繰越しを不要にしたという部分について、その内容についてはまた担当課長の方から、もし必要であれば答えさせていただきますけれども、そういう部分については今後も、私が以前、医療保険課のときに大分ご指摘を受けて、大分精査したつもりではございましたけれども、また今後も、先ほど鈴木議員おっしゃっていただいたように、最少の経費で最大の効果が生まれるような部分は再度見直していく必要があるのではないかと。そして、今後は事業をどのような効果を期待するのかとか、事業に対する評価も実施していかざるを得ないかなということ、そういう部分では考えをお聞きして、ご質問を聞いて考えたところでございますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

河合議長 鈴木議員、再々質問。

鈴木議員 はい。

河合議長 どうぞ。

**鈴木議員** 予算編成の基本方針として、第5次総合計画に基づいて、それを実現する立場と回答がありました。この第5次総合計画では、1つは子育て環境の強みアップ、2つ目が全世代参加の地域共生力アップ、3つ目が暮らしの安全・安心力アップ、4点目がまちの魅力と活力アップ、5点目が住民直結の行政力アップの、5つの基本目標が掲げられて、この中でもさらに重点項目が明らかにされています。

各課で予算編成を行うときに、今、課長から答弁がありましたが、これらをどう実現していくのかという立場で、ぜひ予算編成を各課でも研さんをしていただきたいというふうに思いますし、最後に確認ですが、その5つの中でも、先ほど特に、第1に挙げられている子育て環境の強みアップに力を入れたいという回答であったと思いますが、重ねてお聞きをしますが、重点としては第5次総合計画の1番に挙げられています子育て環境の強みアップについて措置をしていきたいというふうに、基本的な方向として考えているのかどうか、その点だけ確認を。

**総務課長** 議長。

**河合議長** 山田総務課長。

**総務課長** 鈴木議員の再々質問にお答えします。

今おっしゃられた5つの力をアップしていくということで、子育て環境の強みアップの中には、子ども・子育て支援体制の充実、幼児教育、保育の充実、地域における子育て支援の充実、ひとり親家庭への支援の充実、子供が安心して遊べる場づくり、教育施設・設備の充実、教育内容の充実、食育の推進と生活習慣の確立、特別支援教育の充実、開かれた学校づくり、青少年の健全育成、生涯学習推進体制の整備充実、生涯学習機会の充実と学習活動の促進、図書館の充実、文化芸術活動、鑑賞機会の充実、文化遺産の保存と活用の推進、郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進というのが、子育て環境の強みアップになっておりまして、豊郷では、子育ての方に特に力を入れておりますが、全てこの5つを予算編成しようと思うと、やっぱりバランスというのが必要になってきますので、ここに重点を置きつつ、ほかのところにも配分できればと考えております。

以上です。

**河合議長** 鈴木議員、次の質問に行ってください。

**鈴木議員** 次に、子育て支援について系統的に質問をいたします。これまで、議会の研修で多くの自治体を訪問してまいりました。最近目につくのは、少子化対策に力を入れるということで、わが町こそ子育て日本一なんだというのが非常に多いんです。たくさんパンフレットももらって帰ってるんです。しかし、それらの町

の子育て施策と本町の施策をパンフレット見て比較をしても、本町の子育て施策が勝るとも劣らないものがあると私は思います。今回は、この際ですから、さらに子育て施策を充実して、子育て日本一の町を目指してはどうかという質問であります。

先ほど、コロナ対策で実施をいたしました妊婦対策や、大学生等支援がなかなか、財源もあって難しいというお答えでしたが、財源は今申し上げました、あります、いっぱいあります。これ以上は言いませんが、大事なことは、例えば、これをこのまま来年度も実施をしてはどうかというような質問をいたしてはおりません。よく質問を読んでいただきたいと思いますが、これらの施策に工夫をして、さらに支援対策を充実してはどうかという質問であります。なぜこの2つの施策の充実を求めるかといいますと、これを充実する、何らかの知恵と工夫することによって、本町の子育て施策が、ゆりかごから大学生までの支援が一体化する、系統化するということになるからであります。これは、スローガンとして非常に発信しやすいのではないかと思います。

例えば、妊婦支援にこだわらなくても、その趣旨が生かせるものでいいのではないか。出生祝金とか、いろいろありますから、そこは担当課の方で知恵を出してもらったらいいと思いますし、大学生への支援も、私個人は、今回はコロナ対策で一律に5万円、550万円、大方110人ぐらいだったと思いますが、大方いうのはばくつとした話です。妊婦支援の予算が、大方150万円から200万円ぐらいですか、大学生支援が550万円ぐらいですから、この2つを合わせて700万円から800万円ぐらいなんです。先ほどの不用額のところは6,000万円もある、もっとほかもありますから、きちっとやれば、財源は生まれるんじゃないかということをもう1つ申し上げたいと思いますし、ぜひ、ゆりかごから大学生までの子育て支援対策を系統化し、制度設計は担当課でお任せしますし、ぜひ知恵を出していただきたいと思いますが、そういう形で実現をしてはどうかということをもう一度求めたいと思います。

もう1点は、先ほど課長からも説明ありましたが、このような子育て支援対策を総合的、効率的に行い、情報発信が弱いんじゃないかと思っているんですが、移住のところにはあるんですね、移住パンフレットには載っていますが、情報発信を強めるために、例えばですが、来年度、子育て支援対策というか、子育て係というか、子育て対担当というか、何でもいいんですが、そういう担当をつくって、全国にも誇れる子育て政策を、今、教育委員会や、多くが教育委員会、医療保険課、保健福祉課でその事務が行われていますが、いまいちその全体像が見えにくいというところがありますので、そういう対策係といいますか、支援係をつ

くって、子育て施策の全体を見渡す部署をつくってはどうかと思いますが、回答を求めます。

**伊藤町長** 議長。

**河合議長** 町長。

**伊藤町長** それでは、鈴木議員さんの再々質問にお答えします。

おっしゃる提言、大変ありがたく思っております。おぎゃあと生まれて、大学生、おぎゃあと生まれて墓場までというのが社会教育の通年ですけれども、やはり豊郷町、生まれて、墓場までしっかり支える社会づくりが私は必要ではないかなという中で、いろいろご指摘いただきまして、それともう1点、議員がおっしゃっている奨学資金の支援もいろいろありますけれども、やはり予算の中、そしてコロナ禍の中で、来年度、再来年度、社会がどういう形になるか分からない、そういう状況ですから、しっかりとこれ、慎重にならざるを得ないというのも事実であります。やはり、コロナとの仲よい付き合い方で、安定してくれば大きな拡大もできますけれども、今の状況の中で、どこに視点を置きながら、それぞれやっていくかというのを、なかなか厳しい面がありますけれども、職員一丸となって、知恵を出して、何か1つでもできればという、議員の熱意をしっかり受け止めまして、何か新しいことを反映させていただきたいな、こういう思いでもあります。

そういった中で、やはり、確実に来年度、県の方も百四十数億円の減になる、これはまた市町への補助金云々、それもカットされる可能性もありますので、その点だけご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

**鈴木議員** 次行きます。

**河合議長** はい。

**鈴木議員** 公営住宅の問題について再質問をいたします。

まず回答で、昨年度までですから8年間ですよね、執行した予算が、工事費、修繕費合わせて2億5,800万円という回答だったと思うんですが、そのうち修繕費が、この2億5,800万円のうち修繕費が幾らになっているのか説明をお願いしたいと思います。

2つ目は、先ほど述べました豊郷町公営住宅等長寿命化計画、以下、計画といたしますが、公営住宅ストック総合計画を踏まえ、長期的な視点で公営住宅のあり方を検討し、10年間の具体的な活用計画とすると位置づけられて、公営住宅と改良住宅がその計画の対象にされていますが、ここでは公営住宅に限定してその計画を見てみたいと思います。対象になっている公営住宅は6つで124

戸、令和3年度までの10年間の計画になっていますが、その中には平成15年度から17年度に建設されたジョイ・椿原、レイクサイド・花園、上枝団地の新しい建物がありますから、それを除きますと、残りますのが昭和50年度に建設をされました佃団地15戸、昭和51年、53年に建設をされました大溝団地が25戸、昭和52年、54年、57年に建設をされた宮の西団地24戸の合計64戸です。計画では、耐用年数満了までストック計画を行っていくとし、その整備プランで3億6,500万円上げられましたが、8年間で2億5,800万が執行されました。

ここで考えなければならない大きな課題は、この計画では耐用年数満了までの長寿化計画であること、では、先ほど申し上げました3つの公営住宅は、いつ耐用年数が満了になるのかですが、これも計画に記載をされています。佃団地と大溝団地は、来年度で耐用年数45年が切れます。残りの団地もあと数年で耐用年数が満了になります。つまり、耐用年数が切れた公営住宅どうするのが緊急の課題になっていると、私は問題意識を持ちますが、町の方ではそういう問題意識を持っておられるのかどうか、端的に質問をいたします。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

2億5,800万円、先ほど申し上げました執行済額の工事費でございます。修繕費といたしましては1億6,400万円でございます。

それと、公営住宅の今後の方向性についてでございます。公営住宅長寿命化計画に伴う今後の方向性について答えます。平成24年1月に計画策定後、町営住宅の管理について行ってまいりました。計画策定から10年近く経過し、公営住宅及び改良住宅についても耐用年数が経過している建物がございます。町といたしましても町営住宅の維持管理に検討する時期でもございます。今後の方針といたしまして、人口分減少の推移も含め町として需要があるのかどうかについても見極める時期でもございます。

今回、3階建て住宅を除く大溝、宮の西、佃団地の老朽化及び耐用年数経過による維持管理に伴う経費を視野に入れますと、マスタープラン等を作成し、ストック計画のもと、委員会等を立ち上げ、鋭意検討させていただき予定でございます。

以上です。

河合議長 再々質疑。

鈴木議員 この計画の中でも触れられているんですが、委員会を立ち上げて、問題意識を

持たれて需要を見極めていきたいという回答でしたが、この計画の中でも、実は、最適な活用手法選定の基本的な考え方として5つ挙げられています。1つは建替えです、2つ目が用途廃止、3つ目が全面的改善、4つ目が個別改善、5つ目が維持管理、この5つの考え方が示されて、方向性が示されて、この計画期間の10年で既存の公営住宅の維持管理が行われてきてました。また、計画の中では、大量の老朽化した公営住宅を建て替えるのか、耐用年数満了まで維持していくのかの検討が求められているという問題意識から、この10年修繕が行われてきました。

先ほどの回答では、8年間で修繕費が1億6,000万ぐらいでした。そうすると8で割って、年平均で2,000万、あと2年ありますから2億ぐらい修繕につき込んだということに、見込みも含めてですが、になろうかと思います。来年度で耐用年数が切れますから、一般常識的に考えて、むしろこれから修繕箇所が多くなっていくであろうということは容易に予想ができることではありますが、これからも今までのように修繕でいくのかどうか、その辺の検討も求められるのではないかと思います。

これらの住宅をどうしていくのかということですが、例えば改良住宅の譲渡のときは譲渡の検討委員会が設けられ、町民も議員も参加をするというような形で方向性が定められました。この計画はコンサルがつくられたものですが、やはりコンサルではなしに、町の実情を一番よく知っている皆さんが参加をして方向性を探るべきではないというふうに考えるわけです。

財政的にはどうかという問題がありますが、3つ提案を述べておきたいと思いますが、1つは、確か平成30年か31年でしたか、公共施設等総合管理基金ができて、今、昨年度決算で1億6,000万円ありますが、これは町営住宅整備基金、学校教育施設整備基金、豊栄のさと管理基金が統合されてできた基金だと思いますが、統合した時点で町営住宅整備基金は約1億6,000万円です。昨年度の決算では1億6,000万円ですから、この基金の大半が町営住宅整備基金の分になるのではないかと思います。

2つ目は、本町の公営住宅、町営住宅は、そもそもは同和対策として実施された環境改善事業の一環として、同和向け公営住宅として建設されましたが、同和対策の一般化の解決の流れの中で、今は一般の公営住宅として全町民に開放されているのが実情です。そういう流れの中で見てみますと、同和対策の終結に向けた自治区画再編基金が7,000万円ほど、まだ基金対応して残されています。

最後に、平成20年12月議会において、同和対策として行われていた住宅資

金貸付事業特別会計の閉鎖に伴う剰余金 2 億 8 0 万円の処理、使い道をどうするのかについて、当時の総務主幹と大きな議論をさせていただきました。その時の議事録をひも解いてまいりましたが、当時の総務主幹は、一般財源に返して直面する行政課題に向けて運用したいと述べるとともに、いわゆる町営住宅の建替基金なり、そういったものが一番、性格上からいって適切ではないかというふうに答弁された経過があります。これらの基金も含めて、もう一度委員会を立ち上げ、早い時期に方向性を明らかにすることを求めますが、再度回答をお願いいたします。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、鈴木議員おっしゃっていただきましたとおり、当町といたしましても住民の声等、皆様の意見を参考に検討委員会等を立ち上げて検討させていただく予定ですので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

河合議長 鈴木議員、次の質問に行ってください。

鈴木議員 国民健康保険税の問題ですが、回答はよく分かりました、現状もよく分かったんですが、2点だけ伺いいたします。

1つは、7月21日に開かれた滋賀県下の首長会議で、米原市長が、この国保の問題で、子供の均等割は大きな問題と考えていると、少子化問題とどう向き合うかも含めて議論したいという意見を出されたと、それに対して、滋賀県の第2期滋賀県国民健康保険運営方針の策定の中では、これに対しては、子供の均等割などについては、令和2年から3年の2か年で方向性の合意形成、令和4年から5年の2か年で役割分担、財政措置について市長との協議を進めるという資料をいただいているんですが、これをそのまま読めば、中身は別にして、子供の均等割に何らかの措置がされることを前提に議論が進められているように読めるんですが、この問題の状況について、分かる範囲で教えていただければと思います。

最後にもう1点は、出産育児金や葬祭が市町の事業から県の事業になると、均等割も含めてということでしたが、そうなった場合の本町の影響が具体的にどのくらいあるのか、あるとすればどのような影響があるのか、その点、分かる範囲でお答えをしていただければと思います。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。



医療保険課長      それでは、鈴木議員の再質問の方にお答えいたします。

子供の均等割の議論につきましては、今後、最終的には12月末に確定になるかと思うんですけども、第2期の滋賀県国民健康保険運営方針の中に、今は案の段階ですけども、子供の均等割の検討ということで、被用者保険制度にない均等割が子供によって賦課されているもので、子供が多い世帯の方は国民健康保険税が高くなり、医療制度間に不均衡がありますという文言の方が入っております。

ただ、子供の均等割保険料の取扱いについては、国の検討を踏まえつつ、県と市町は話し合いを進めていくこととしますというふうに述べられているにとどめられておりますので、基本的に、今までの県のスタンスとしては、まず、国の方で制度設計をしてほしいという流れで、国の方でも国民健康保険の子供の均等割についてどうするのかというのは議論の方が始まっているというふうに聞いておりますので、その議論を待って、最終的にはどういうふうにしていくのかという流れになるかと思っておりますので、たちまち、来年度以降からどうなるかというのは今のところ、各県内の担当課長が集まっている市町連携会議の中でも、そこまでの議論は出ていないというのが実情でございますので、ご理解の方をよろしく願います。

来年度の算定方法に伴う影響額ですけれども、まだ現時点で、県の方の仮計算に基づく標準保険料率の方が出ておりませんので、令和2年度の確定計数に伴います影響額の方で、収納率の反映で約60万円前後増になる、納付金の方が上がります。あと、支え合いの拡大の部分で、全体的に収入がかなり減り、うちの持ち分の収入が減りますので、全体で1,600万円前後の増になりますので、合わせて1,660万円、1,700万円程度、うちの方の払うべき納付金が増えるという状況になります。

以上です。

河合議長      次に、再々質問。

鈴木議員      もう、次に行きます。最後、灯油の件ですけど、もう、どっちかの話なんですけど、私がお聞きしたのは、この冬に実施をされるのかされないのか、ちょっと、先ほどの答弁ではよく分かりにくかったので、このコロナの在宅支援何とかの助成として実施をするということなのかどうなのか、その点だけ。

保健福祉課長      議長。

河合議長      どうぞ。

保健福祉課長      鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

すいません、説明が分かりにくかったと思うんですけど、今年度に限りましては

原油対策ということではなく、コロナ対策としてという、今年度に限りの支援助成を検討していきたいと考えております。

以上です。

**鈴木議員** 今年度は通常の、これまでの灯油等対策じゃない、町民からしてみればどっちでもいいんですよ、率直な話。私がお聞きしたかったのは、今年実施されるかどうかということをお聞きしたかったので、それはいいんですが、今年もそういうことで実施をしていただけるということなんです、ところがね、これを見ますと、そうするとこれはどうなのかないうのが、灯油等の暖房費助成と当初予算が726万5,000円あるんですよ。これとは違う予算で執行するということになるんです。これも決算を見ると516万5,000円です。昨年度と同じような実施状況にあるとすると、これだけでも200万の不用額が出るんです。この予算を使わないということですから、この726万5,000円そのまま残ると、コロナ対策ですから、今、第3波でいわれているのが、冬、寒いけど窓を開けて換気しなさいと言ってるんですね。これ、誰が考えてもね、寒い冬に、私も一生懸命家で換気をしているんですが、30分経った、換気せなあかんと、対角線で窓を開けなあかんとやるんですが、やります。そうすると、誰が考えても、エアコンはびゅーっと高い音がしますし、灯油も必然的にあると、コロナ対策でやられるのはそれでいいですが、であるなら、コロナ対策でやるなら、さらにその分上乗せして、5,000円に上乗せを、少しアップをして、本当のコロナ対策ではないでしょうか。そういうことをお考えになりませんか。これは町長にお聞きした方がいいと思いますので、最後にお聞きして私の質問を終わります。

**伊藤町長** 議長。

**河合議長** 町長。

**伊藤町長** それでは、再々質問にお答えします。

名目が灯油となっておりますので、最終日に補正予算を組み替えたいと、そういう思いで担当課長が申したものでございます。その点だけご理解の方、よろしくお願いいたします。

**河合議長** 次に、日比野雄二君の質問を許します。

**日比野議員** 議長。

**河合議長** 日比野議員。

**日比野議員** 質問します。一括で質問して、再質問から一問一答でお願いいたします。

まず1つ、リモート授業の進捗について問うということで、これにつきまして、は前回も問いましたように、リモート授業の現実化のため、いろいろな方策を現在検討し、実施計画を進めていると思いますが、現状と進捗状況を問い、いつか

ら実施できるかも問う、これがまず1点でございます。

2点目ですけれども、ヨウ素剤の配布について問う、これにつきましては前回のとき、請願書に私は反対しましたけれども、ヨウ素を使用するというのは賛成の立場で、その責任上問います。

町として、ヨウ素剤配布についてどのように検討されているのかを問う。

まず、配布するのかどうか。または1か所に保管するのか。周知徹底はどうか。モニタリング設置はどうか。例えば、記録の残る方法と県下十数か所の設置場所のデータ収集方法等について問います。よろしく申し上げます。

**教育次長** 議長。

**河合議長** 馬場貞子教育次長。

**教育次長** 日比野議員の、リモート授業の進捗について問うのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、リモート授業実現のため、小・中学校で、家庭と学校での遠隔でできる授業システム、Z o o mによる通信試験が、中学校では11月に終わりました。今後、小学校でも実施をし、遠隔学習の準備を進めていきます。

また、インターネット環境が整っていない家庭に、貸出し用の無線ルーターの購入について準備を行っている最中でございます。リモート授業が1日でも早く実現できるよう、引き続き1つずつクリアしていくよう努めてまいります。

実施時期についてですが、通信試験を踏まえ、9月議会でも答弁をさせていただきましたように、早期に完了するよう業者に働きかけていきます。

以上です。

**総務課長** 議長。

**河合議長** 北川総務課長。

**総務課長** それでは、私の方からはヨウ素剤配布について問うについてのお答えをさせていただきますと思います。

まず、1点目のヨウ素剤の配布、保管についてでございますけれども、配布か備蓄かについて、それぞれの対応については関係機関と協議して、内容を検討した上で決定したいと考えているところでございます。

また、2点目の周知徹底につきましても、これも1点目と同様に、内容が決まりましたら広報等により周知、また、取扱いに係る説明書の検討など、分かりやすく、適正な服用ができるように慎重に対応してまいりたいと考えているところでございます。モニタリングの設置につきましては、県との協議の上、可能かどうかということを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河合議長 日比野議員、再質問を。

日比野議員 議長。

河合議長 どうぞ。

日比野議員 1番について再質問をさせていただきます。

まず、1つの確認事項ですけれども、家庭のWi-Fiのあるところとないところ、あるところは何%ぐらいか、これだけ教えていただきたいと思います。

それと、実際に実施するのに、早期にやるということなんですけれども、いろいろ問題がございますので、とりあえずはパソコンですね、パソコンは国の施策によって全生徒に行き渡るということは、裏を返せばリモート授業をしなさいと、するという推奨にもなりますので、リモート授業をするためにはいろいろ問題がありますけれども、その問題1つ1つ、例えば、家庭にないときは先ほど言うたようにルーターでやるとか、それとも、1つの案ですけれども、各字の公共施設にWi-Fiをセッティングして、そこでできるようにするとか、そういう具体的な方策で、何日までにできるということを進めないで、これはいつまでたっても、早期早期で、早期が1年、2年、3年たちますので、だから具体的に、やっぱり行政の方で、こういう施策でこうするんだから、当然来年の予算にも、これをするために、いろいろお金がかかること、予算審議もしてもらわないかんですから、そういうふうに、具体的な進め方でやっていかないと、なかなか前へ進まない。当然、そのときにいろいろと問題が出てきます。例えば、先ほど質問されたように電磁波とかね、そういうようなことありますけれども、ここで1つ、皆さん認識していただきたいのは、電磁波というのは電気を使うものについては全て発生するんですよ。だから、今ここにあるマイクなり電話なりパソコンなり、全部電磁波は発生しますので、そこでいろいろと、対策とか何かはそのときにやらないかんもんで、電気を使うなということではできませんので、現代人は。だから、施策をするために計画立てて、どういうふうな施策で、もうやるんやということをやらないと、いつまでたっても、これ、早期に実施しますというだけでやね、現実性がこれ、見えてきません。あれから3か月ほどたっていますけれども、今度、3月になったら、皆さんパソコンやなんかでも、あれを、タブレットを一応全児童に配布するということになると思うんですけど、やはりそのためには、Wi-Fiでもこれはセッティングをしないと、Wi-Fiといたって、普通の家庭でWi-Fiで、そんな電磁波とか、そんな話は聞きませんし、また、これは精神的な面もいろいろありますので、これは議論です。電磁波だけやなしに、低周波とか、いろいろ問題がありますので、だからそこら辺を分かった上で、何日までにやるという目標を立ててやらないと、これはいつまでたってもできま

せんので、だから、今年の4月の時点では4%ほどの普及率が十何%になっております。諸外国を見ると、韓国とか中国、もう日本の比率以上に高い普及率になっておりますので、その点もうちょっと、気構えというか、覚悟をちょっとお聞きしたいです。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 日比野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

無線環境のないおうちの件数ですけれども、小・中学校合わせて23件となっております。あと、今後のスケジュールについてでございますが、先ほども申しましたように、11月にはZ o o mの試験が中学校で終わっております。1月には小学校のZ o o mの試験をする予定でございます。また、1月にはL A Nの切替え工事を、最終的なL A Nの切替え工事をする予定でございます。その後、3月までにはパソコンが納品されるという予定になっております。納品されたら、システムのセットアップ、その後、授業支援ソフトやフィルタリングソフトの導入、あと、当然ですけれども、教職員がそれを使えるようになるような研修等を行って、4月には実施になるという、今現在予定をしております。しかし、パソコンの納品が一日でも早くされれば、4月ではなくて3月にでも少しでも事業が進められればなというふうには思っております。

以上です。

河合議長 日比野議員、再々質問。

日比野議員 先ほどの回答で23件ということで、小学校2校と中学校、合わせて23件であれば、このレベルということは、各家庭に相当W i - F i が整っているという状況になっていると思いますので、今後、1年2年たっても、学生が変わるごとにこの件数はあまり変わりませんから、予算的にもある程度知れとるという状況だと私は判断しますので、早急にお願いしたいと思います。

続きまして、1番目はこれでよろしいので、今度、2番目。

河合議長 答弁はよろしいですか。

日比野議員 1番目は、答弁よろしいです。

河合議長 では、次どうぞ。

日比野議員 2番目の、先ほどの協議中とか周知徹底とか、いろいろいただいたんですけども、私の場合はやはり、要するに請願書の方には各家庭に配布すると、個人に配布するというような内容になっておりますので、これについて私は否定しませんが、やはり飲む場合は、量とかタイミング、それが一番重要やと思います。私の場合にも、これ、40歳以上ですので、配布されても私は飲みませんし、毎

年の見直しとか、これは賞味期限で3年からの8年の間でこれは交換せないかと、そういうような賞味期限の方も、私も見直しして、あと、モニタリングにつきましては、今はパソコンを見れば、滋賀県の何か所のモニタリング数値がたちどころに分かりますので、そこら辺を見ながら私はやっていこうかなと、配布されてもやっていこうかなと思っております。ただ、それが町民が全部できるかどうか、ちょっと疑問が残るところでございますけども、何とか前向きに検討していただきたいと思っております。

以上で終わります。

河合議長

答弁は。

日比野議員

答弁はよろしいです。

河合議長

よろしいですか。

日比野議員

はい。

河合議長

次に、高橋直子さんの質問を許します。

高橋議員

はい。

河合議長

高橋議員。

高橋議員

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

町長にお伺いします。PCR検査助成と病室確保を。

国内感染者が過去最多を更新している状況を踏まえ、検査、保護、追跡が急務となっています。特に、一問一答でお願いします。特に病院関係者、教師、保育士、学童保育指導員、介護士等、社会的接触機会の多い皆さんにPCR検査を積極的に受けてもらうことは、安心して働いていただくことになり、それは、保護者及び全町民の安心にもつながります。また、早期発見と感染拡大を防ぐためには、希望する町民に検査を受けてもらうための検査費への助成も求められています。国や県が取り組まない状況なので、町独自施策として取り組んではいかがでしょうか。万が一罹患した場合に、待たされることなく入院、治療ができるように、体制の確立が急がれます。しっかりと対応できるよう、ベッドの確保などもしておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

総務課長

議長。

河合議長

山田総務課長。

総務課長

それでは、高橋議員のPCR検査助成と病室確保についてお答えします。

PCR検査助成について、行政検査については県が実施すべきものだと考えています。今まで以上にPCR検査の件数が増えておりますし、9月1日には湖東圏域でも地域外来検査センターが設置され、さらに12月1日には、2か所目の地域外来検査センターが設置されました。これは、彦根医師会の登録医療機関

を受診された方で、医師が新型コロナウイルス感染症を疑い、PCR検査が必要と判断した軽症の方が検査を受けられます。あと、罹患された場合に待たされることなく入院、治療ができるよう、体制の確保についても滋賀県が確保すべきであると考えております。

以上です。

河合議長 高橋議員、再質問。

高橋議員 はい。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 私、先ほど本当に、国や県がね、積極的にやっていたら、このような質問はしなくても済むんですけども、それが無い現状があるから質問させていただいております。そして、これ11月20日が質問の締切日でしたから、そのあくる日にね、くしくもこの質問を出した翌日に豊郷病院でクラスターが公表されて、亡くなられた方もございます。そのような方に心からお悔やみ申し上げ、そして入院中の方が一日も早く回復をしていただきたいという気持ちを込めまして、再質問をさせていただきます。

行政がやる検査については、県が若干増えているというような見方をしておりますけれども、滋賀県自体は違う、県に比べまして検査数が本当に、桁違いに違うわけなんですよね。だからこそ町は、子育て支援に町独自で一生懸命頑張っているように、町民の健康を守るために、なんぞ、何かあったときには、万が一の場合には町がきちんと検査費も出して、積極的に検査を出してくれるんだよという、町民に安心感を与えるというのが大事ではないでしょうか。そして、全協で説明がありました、豊郷病院で罹患者が発生してからの経緯等を見ていまして、こういう説明だったのを確認したいんですけども、病院に一生懸命状況説明等を求めたが、相手方がとてもパニックになっているというか、大変な状況だったので、私たち議員にも、町民にも発生から10日余りたったの公表になったという、こういう説明だったと思うんですけども、その間にたくさんの方が豊郷病院を診察にいらして、正確な情報が分からないから、そういう状況になったわけなんですよね。そこで本当に、町独自でもっとアタックすることはできなかったのか、そのことを思うわけなんです。

そして、国においてはね、9月15日付の検査体制の拡充に向けた指針では、感染者が多数発生している地域や、クラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務するもの、入院、入所者全員を対象に、いわば一斉に定期的な検査の実施を行うようお願いしたいとあり、11月16日には積極的な対応を促す事務連絡、19日には陽性が判明した場合に

は、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して、原則として検査を実施することと明確に示した、こういう連絡が来ているはずなんですけど、まず、これについてご存じかどうか、どう捉まえたのかを教えてください。

そして、私が言っていますように、本当に社会的にも密接にかかわって仕事をしなければいけない方、いらっしゃるわけなんですよね。町民の中に、たくさん。そういう方々が安心して働ける体制のためのお金をどうして出そうとしないのか。まず、町が出して、あと、県や国が後追いでも財政支援を、多分こんだけ言ってるんだからしてくれるでしょ、たちまち、今、困っていらっしゃる方、不安に思っている方への検査の拡大を提案するものです。

それから、連絡体制についてはもう1点あります。私たち、3月16日に町長に申し入れをしました。コロナ対応として窓口を一本化して、そこに相談をかけたらいろいろな状況が分かって、そして対応がイメージできるような窓口を一本化したらどうですかというのを、申し入れをしてるんですけども、先ほど、課長がおっしゃった、この近隣でね、検査体制がちょっと、枠が広がったというお知らせありましたけども、それについても、私が新聞報道見たんですけど、ご存じですか。町はこの動き知っておられましたかというときにも、「新聞読んでみますわ」という、そういう感じだったので、医療保険課が窓口なのか、総務課が窓口なのかなど、本当に、病院には誰が、どのような頻度で情報をつかむのかなども含めまして、答弁をお願いいたします。

そして、豊郷病院に言えば、検査をしてもらえますよということだったんですけども、それについて、町民に具体的に説明するのは豊郷病院の仕事ですという全協での説明でした。ではなくて、町は病院に要請することはできるんじゃないでしょうかね、町として、いかがでしょうか。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の再質問にお答えします。

まず、行政検査、PCR検査が増えているようで増えていないということなんですけども、実際は抗原検査の方がかなり増えております。万一の場合、町民が安心できるように費用を負担して安心感を与えてくださいということなんですけども、やはりそれは県が実施すべきものであるということですので、町では考えていないということです。

豊郷病院の公表が遅いということについては、発生したときから豊郷病院とは何回も連絡を取り合っている中で、なかなか連絡が取れないときもありましたし、連絡が取れたときは、一応、どこで起きているのかというところなどは教



えていただいておりますけれども、病院の方が公表をしておりませんので、それを先に豊郷町がするという事はできなかったということでございます。

さらに、改めてアタックすることはしないのかということですが、豊郷病院の方には、希望する方の検査は必ずしてくださいねとか、そういう話はずっとしております。なので、町が新たにそのお金を出して看護師とかに受けるということは考えておりません。

あと、窓口の一本化については、新型インフルエンザ等感染対策拡大防止計画の中で、保健所との窓口は医療保険課となっております。対策本部とか総括が総務課になっておりますので、総務課の方で豊郷病院と連絡を取り合っているということです。

以上です。

河合議長 高橋議員、再々質問。

高橋議員 はい。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 それでは再々質問をさせていただきます。

豊郷病院が公表してなかったから、町としてはできなかったという、その流れは分かるんですけども、しかし現実として、長い間町民は知らされなかった、そういう実態があるわけなんですよね。全く知らないから普通に病院に行ってたわとか、散歩コースはあの辺りを歩いてた、そんなことが起きてたんかという、そういうお声がやっぱりあるんです。私たちはね、普通によく、携帯なりスマホなり持っていますし、新聞を取っている人にとっては、情報はちゃっと入るんですけども、いわゆる、そういうITに縁のない方なんかにとっては、私たちが知った後の4日後でも知らないということで、本当に情報をちゃんと、きちんと早めにつかんで、正確な情報を町民に知らせる、これは大事ではないでしょうか。そして、社会的接触の多い方々への、検査費の助成を全く考えていないようなことでしたけれども、それでは、こういう人たちが不安に思いながら、それでも自分の職務に責任を感じて頑張っておられる、そういう方への説明などはどうなるのでしょうか。国が通達を出している、そのことへの答弁もありませんでしたが、そういう、本当にもう、モグラたたきみたいにやっていくんじゃなくて、クラスター発生のところはもう、関係者にどんと検査をして、そして感染を防ぐというのは大きな流れとなっています。自治体の中でも、国や県がしないからといって、独自の検査をしている自治体、どんと広がっているのはご存じないのでしょうか。今日時点ですけれども、東京都の世田谷区、千代田区、江戸川区、神戸市、福岡市、北九州市、沖縄県、広島県、北海道函館市、静岡県三島市など、自治体

ぐるみです、そして沖縄県も県ぐるみでやろうとしています。

このように、自治体が、住民の健康を守るために積極的に仕事をするというのは大事なことでないでしょうか。そして、先ほどざっとした説明しかなかったんですけれども、改めて、町民が知りたがっていますので、豊郷病院で発生した情報のつかみ方、流れなどを、この議会の場でも説明をお願いいたします。最終、まだあれがなかった、ベッド数についてはどのくらい、この近隣では確保しているのでしょうか。お願いします。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の再々質問にお答えします。

最初に、新型コロナウイルスの感染症に関する今後の取組の中で、行政相談のQ & Aにも載っておるんですが、先ほど申されました感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設などに勤務する者、入院者全員を対象に、いわば一斉定期的な検査の実施を都道府県等において要請するとなっておりますが、これについては滋賀県が実施するというございますので、町では実施しないということです。

今、豊郷病院でクラスターが発生しておりますが、豊郷病院の中だけでとどまっておるといふこと、認知症の方が入院されているところ限定でありますので、これが「地域」といふふうには捉えていないという県の方針だと思われま。

あと、最後の病院のベッド数のことなんですけども、湖北、湖東地域においてはホテルの借り上げとかも既に済んでおりますので。

以上です。

高橋議員 数は、ベッド数。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋直子議員の再々質問にお答えいたします。

病床数につきましては圏域単位で公表されておられませんので、滋賀県全体で213床、県内の宿泊療養施設の部屋数が271ですので合計484が新型コロナウイルス感染症に係る県内の病床数と宿泊療養施設の合計数になります。

管内で、例えば豊郷町内で感染者が出られて、必ず、例えば湖東管内の感染症の医療機関に入院できるというわけではありませんので、当然そこが満床であれば、例えば湖南の方に行ったりとか、大津の方に搬送されたりということがありますので、圏域単位で確保するんじゃなくて、感染症法上に基づいて滋賀県全体で医療数の確保が行われますので、湖東圏域単位で医療数の確保は行って

ないというのが現状でございますので、ご理解の方をお願いしたいと思います。

あと、PCR検査の方を増やしてくださいということなんですけど、PCR検査につきましては、例えば、すぐ検査して、ぱっと出るという、インフルエンザのように簡単に出るものではございません。当然臨床検査技師さんであったりとか、必ず検査をして陽性の方が100%陽性になるものではありませんし、また、陰性の方が100%陰性ではない、偽陰性、偽陰性の可能性もありますので、今現在、県内で大体、検査が200から300、一日できている状況かと思えますけども、例えば町単独で検査をしようと思えば、当然検査機関の方に出す必要がありますので、その検査をする、検体を取るのは町内の医療機関に頼まなければならないとか、例えば湖東圏域の医療機関に頼む、県全体の、そもそもPCR検査の状況があって、なおかつそこに町単独でやるとなると、県のPCR検査体制を逼迫させるおそれがありますので、町単独でするとなると、県で考えておるやつと別の枠を確保しなければならないとなると、町内の医療機関、県内の医療機関は県の方に当然、協力体制の方、入っておられますので、そこ以外の医療機関に頼む必要がある。それで検査は、最終的には検査機関の方に出しますので、いわば川上が検査として、検査機関の方が川下の方になりますので、川下の拡大をしないことには川上で検査数を増やしても、最終的には川下の方の検査体制が限られている中では、なかなか検査が増やせないというのが、今、滋賀県の現状ですので、確かこの前、県議会の方でも検査体制の拡充をという要請が出されたと思えますけども、現在では、今の体制を維持するのは困難だということで、採択もされなかったというふうに、ちょっと伝聞ですので正確なところは分かりませんが、なかなか厳しい現状というのをご認識いただきまして、町単独でというふうに、確かに安心・安全を与えるために検査ができるのはいいんですけども、その時点での、あくまでも陽性、陰性であって、翌日には陰性が陽性になる可能性もありますし、1週間後に陽性になるかもしれないとなると、毎回毎回、それこそ週に1回、2週間に1回検査を受けていくという体制をつくらうと思うと相当厳しい状況になるというのはご理解いただければと思えますので、その点ご留意いただければと思えます。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、私の方から豊郷病院とのやり取りの関係を申し上げたいと思えます。先ほど、議員おっしゃっていただきました11月12日の発生ということで、記者発表がありまして、多分、13日の金曜日から土曜日にかけて報告があった

んではないかなということですが、私は考えておるんですが、そのとき、医療従事者という名目のもと、彦根市医療従事者というのは記者発表でございました。日曜日の日でしたのですが、申し訳なかったんですけども、病院に連絡をとりまして、豊郷病院として、豊郷病院なのかどうかということだけ、また、そういう報告できることがあったら、本町としても連絡をいただけたらということでも申しあげさせていただきます。

その後、翌週にかけて、そのときにはまだクラスターという認識がなかったという、病院の方もなかったのではないかなということ、ちょうど5名でクラスターということで、それが20日の金曜日でございましたので、その頃、記者発表があると土曜日の日に、土曜日の早朝に豊郷病院の方から、幹部の方から電話がありまして、「町長と連絡が取りたいんだ」ということで向こうから連絡がございました。その後は、向こうの方の電話番号の思い違いでスムーズな連絡がとれなかったようですけれども、3連休のあたりから、ようやく町長にきちっと説明をされて、その後の流れで29日までの11人の方が罹患されているということ、その中で保健所の指導を受けておられるということ、また、そういうことを、町長はその週東京へ上京しておりましたので、我々で説明を受けて、逐一町長にも報告をしておったわけでございます。

その中で、先ほどおっしゃいましたように、職員、入院患者さんは全ての方々の検査については、希望者も全部行っているという確認を取りました。その後も、何度も何度も電話で、再三再四、希望者全員にやってくれということは言っておりますので、今現在、約2割の方、総勢の2割の方がPCR検査を希望者は全て受けていただいたという、今現在も受けていただいているということで聞いておるところでございまして、今現在、11月29日から新規患者は発生していないものということで聞いておるところでございます。

以上でございます。

河合議長 高橋議員、次の質問をしてください。

高橋議員 続きまして、町長と教育にお尋ねします。

「少人数学級」実現に真剣に取り組むことを求めます。

11月13日の衆議院文部科学委員会で、新型コロナウイルスで強いストレスを感じている子供たちの願いに応えるためにも、来年度から少人数学級の実施をと、日本共産党衆議院議員、畑野君枝氏が提案したところ、萩生田光一文部科学大臣は、「不退転の決意で臨む、勇気をもたらした」と答えました。このまま、国として予算化が進むことを望むものですが、町としてはどのように状況を分析し、どのように取り組む方針ですか。

9月議会で、教育長は、少人数のメリットは感じているとの答弁でした。町独自施策としてのマンモスクラス解消のための町講師増員を、その実現を、の対策になると思うんですが、見解を求めます。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員の、少人数学級実現に真剣に取り組むことを求めるについてお答えをいたします。

9月議会でもお答えをしましたが、小・中学校の学級編成を行うに当たりましては、令和2年度滋賀県学級編制基準を標準とすることと定められており、少人数学級の実現については、国や県の施策、制度によるところが非常に大きく、現状としては、少人数指導をさらに充実させるために、県費の加配教員等の増員に向け、関係機関に働きかけているところでございます。

以上です。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 県にモーションをかけているという答弁でした。それでは、来年度、マンモスクラス、いわゆる30人以上学級は何クラスぐらいになりそうなのか、その中で、現在の教職員の数と比べまして、30人以上を2クラスに想定した場合に、あと何人ぐらいの先生が必要なのかを答弁してください。

そして、12月1日には超党派の、子どもの貧困対策議員連盟というところがありまして、ここでも文部科学大臣に申入れをしまして、高橋千鶴子議員に対しまして、文部科学大臣が「同じ思いでありたい」と応じています。だからきっと、来年度ね、予算がつく希望が見えてきているわけなんですよ。でも、最悪、早めに先生方を一生懸命捜さないと、3月の末や4月に動いても先生集まらないと思うんですよ。だから、マンモスクラス解消のためにはあと先生が何人ぐらい必要なのか、そして、万が一国がその時点で予算をつけなかった場合には町費の先生を、町独自で配置したことは、実際豊郷町はあるんですよ、県下で初めて35人を二クラスに分けたという実績があります。だから、やる気になればできることなんだと思うんですけども、現在27歳の方々が1年生に入る時点で、これは当時、戸田町長、安食教育長の英断で実施したんですけども、こういうことが日栄小から豊小の先生にも増員の動きになって、そしてきめ細やかな教育をするという一助になったと聞いております。そういう点でしっかりと、先ほどの質問に答えていただきたいと思います。

そして3密ね、コロナがまだ終わっていないから、今も3密を防ぎなさいと首相が言ってるんです。そういうために、ただ、先生方が楽をしたいとか、そんな

のじゃないんです。子供一人ひとりに寄り添う、また、コロナ対策にもなるというメリットがあるから、この提案をしていますので、お願いします。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの、少人数学級の実施ということで、これは9月議会でもお答えさせてもらいましたように、県下の町村教育委員会連絡協議会でもっても要望書として、要望書の中でも最重要要望ということで、6点ある中での3番目にうたっております。非常に大事に取り扱っているところをまず知っていただきたいのと、先ほど言いましたように、来年度、35人学級、マンモスクラスと言われましたけれども、35人は大体3クラス、豊小、日栄小合わせましては3クラスぐらいかなということを思っております。何人必要かということですが、それはやはり国の基準に従って実施をしていくということですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

河合議長 高橋議員、再々質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 先ほど来、同僚議員たちも再三述べていますよね、豊郷は子供を大事にする町だと、先進的なことをたくさんしてきています。そういう点では国・県が重い腰を、今のところ上げようとするのかしないのか、ちょっと中途半端な感じなんです。だから、町独自の先生を雇うということは、たくさん不用額がありましたとか、財源も示してはりましたよね、そういうことで先生を、3クラスとおっしゃいましたけど、あと3人の増員と単純に考えたらね、ということなんですから、町長の判断がすごく重いと思いますけれども、町長としての考えはいかがでしょうか。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 萩生田文部科学大臣が「不転の決意で臨む」ということで、期待をしております。

河合議長 高橋議員、次の質問に行ってください。

高橋議員 続きまして、「校庭や公園への除草剤使用を考え直す時期」との認識を町長と教育長にお伺いします。

今や、多くの国が除草剤の使用を禁止したり、数年のうちに禁止する動きとなっています。こうした動きを踏まえ、町としてどのように受け止めているのかに

ついて答弁をお願いします。

1つ、子供たちの健康への影響をどのように考えていますか。

2つ、親子除草作業では取りおおせない、年に2回まいているという日栄小学校現場の悩みに対して、教育委員会としてはどのように聞き取りをし、答えてきたのでしょうか。

3番、他市町の実態との差、9月議会でご紹介しました。これらを認識するべきではないですか。昨年、彦根市の金亀公園に除草剤をまくという動きがあり、察知した住民から抗議がばんばんいったそうです。彦根市は公園への除草剤使用をやめた事例もあります。分量を守れば大丈夫という発想の転換が必要ではないかと考えますが、見解を求めます。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員の、校庭や公園への除草剤使用を考え直す時期との認識をの質問についてお答えをさせていただきます。

このご質問につきましては、これまでも答弁をさせていただきましたように、グラウンドの使用頻度や環境により、草の生え具合は変わってくること、また、教育委員会といたしましても、除草剤を使用する学校には、適切な使用方法を遵守して使うことを指導しているということで、ご理解をいただきたいと思いません。

以上です。

河合議長 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 繰り返し、除草剤の危険性について認識にしませんかということをご提案します。それでは、町長、教育長は外国の動きとかはご存じでしょうか。公園とか、そして、いろんな本も出ています。それでは、町長と教育長は、今使っている除草剤は安全ですという、そういう確証をどういふところから得られるのでしょうか。

私は思います。このことに関しては、本当に賛否両論あるんだと思います。だからこそ両方の意見が聞けるような学習会、そういうものを考える時期ではないでしょうか。日栄小の場合、昨日も、一昨日でしたね、見てきたんですけれども、あのすぐそばにある愛里保育園の園庭は普通感じですよ。草ってそんなに、日栄小ほどに生えてません。土地の入替え工事して、普通の園庭なので安心なんだと思います。そういう点では、日栄小の草が生えてておかしいよと私は1回も

言ったことありません。異常な生え方であるし、二十数年除草剤をまき続けなければ、草で草でしようがない、こんな校庭をどうして放っておくんだろうかと、このように思うわけなんです。異常な草の生え方を何とかするために、除草剤に頼らずに、例えば人手で行うとかして、学校現場の負担も軽減してあげるべきではないでしょうか。そういうことを、どうしてもかじを切らない、その理由というのがありましたら教えてください。

そして、答弁がありませんでした。金亀公園が除草剤散布をやめたということなども参考にできると思いますし、9月議会でご紹介した、この近隣の教育委員会の調査だけでなく、私、全県の自治体に問い合わせをしていただきました、議員ルートで、やはり、皆さん使っていないんですよ。使っているところが本当、甲良、今のところの私の知識では甲良と豊郷だけです。そういうことを、おかしいことをしてるという認識に立つためには、まず知ることだと思います。いろんな本が出てますし、そういう勉強会をせめて教育委員会でやって、そして町職員でやって、町民に呼びかけて、そういう形を積み上げていく時期に来ているんじゃないかと思うんですけれども、軌道修正をしたくない訳がありましたら、教えてください。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員の再質問に答えたいと思います。

まず、除草剤の安全性をどのように確証しているのかということですが、私も、この除草剤につきましては、業者等に直接電話させていただきました。3種類の除草剤ですけれども、言われているのは、今、うちが使っている除草剤は、公園や校庭、庭でも十分に使っていて大丈夫ですよというような返答をいただいております。そのもとに使用しているということをご理解いただきたいと思います。

それともう1つ、日栄小学校のグラウンドにつきましては、ご存じのように草がたくさん生えているというところは、これは私も承知していますが、ただ、一番難しいのは、日栄小学校のグラウンドを春から梅雨時期に除草をするというのが、私もトラックで、俗にいうH鋼でグラウンドを回っていました。しかし、梅雨の合間の除草って、どうしても根負けしてしまうところも確かにあるかと思えます。しかしあれを、例えば他の業者をお願いして手で抜いてもらうとなると、炎天下で倒れられるんじゃないかなと、そういう心配もしています。そういった意味では、極力除草剤をまくのを少なくして、軽トラックでひきながら整地をしていくのが、一番今のところではベターじゃないかなということを思っ



いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

**河合議長** 高橋さん、再々質問はありますか。

**高橋議員** ちょっと。

**河合議長** もう答えられました。ありますか、再々質問。

**高橋議員** 私、学校にも出向きましてね、悩み聞かせていただきました。本当に大変な量の草なので、管理職の方々ね、本当に自分の業務、ありながら、一生懸命作業されているそうです。そんなん仕事やがなと言われたら、そうかもしれませんが、本来はやらなくてもいい仕事だと思うんです。そういうのが教育長のお耳には入ってないと、そのような判断でよろしいのでしょうか。

そして除草剤の危なさについては、元農林大臣の山田正彦さんという方が全国各地で講演をなさっています。そして本も出されました。その中に書いてあるのがね、外国はどんどん禁止という動きなんですけれども、日本は反対にすごく緩めてきているんですって、だから、きっと問い合わせをなさっても、農協の指導の下にとか、業者にも確認しましたけども、安全だと言ってますということなんですけれども、薬品名が変わっても、その中のグリホサートという発がん性物質が含まれているということは紛れもない事実なんですよね。それで子供たちが日々遊ぶ、日々、その辺で活動する、そんな大事な校庭に、または公園にまき続けるということが、本当に子供たちの健康被害等に結びつくんじゃないかと危惧するわけなんです。昨日まいたからすぐに発疹が出るとか、そんなんだっから見えやすいですけれども、9月会でも紹介しましたジョンソンさんという方、アメリカの方ですけれども、20年間まき続けていて、結局は皮膚がんになって、グローブのような手になって、仕事も失ったりして悲惨な生活をなさったということも、こういう本に載ってます。だから、今、軌道修正をして、せめて今からでも、除草剤ではなくて、取りあえずは人手による除草などで。でも、予算が確保できたらもう1回、二十数年前にやってみたいに土の入替えをして、真砂土という土をたくさん入れたら水はけもよくて、草が生えにくいと聞いてます。その方法ではなかった日栄小のグラウンドが本当にひどい状態なんですよね。

再度お聞きしますが、豊栄のさととか旧校舎群の除草作業はシルバーさんをお願いしてはります。それがために倒れたという人を私は知りません。じゃあ、倒れないような時間帯にさせていただくとか、短時間で人数を増やしてさせていただくとか、そういう発想には立てないのでしょうか。とにかく、子供たちを除草剤の被害から守るために、今こそ軌道修正をしていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほど、発がん性云々というのがありましたけど、グリホサートの危険性については、今までうたわれているのは事実であります、最近の論評の中では、東大教授の唐木英明教授のが採用されていて、以前のようにはなくなってきているというところ辺をまずご確認いただきたいと、こういうふうに思います。

それと、除草につきましては、用量・用法を守りながら、適切に行っていくたいと思います。

以上です。

河合議長 高橋議員、次の質問をしてください。

高橋議員 それでは続きまして、町長、教育長にお尋ねします。

保育待機児解消のための対策は、まず、保育です。

1つ、来年度入所希望状況がそろったことを受けて、11月12日に待機児童が出そうかどうかというのを聞き取りに、教育委員会に寄せていただきましたが、答えられないとのことでした。本日の時点での状況を明らかにしてください。

2つ目、待機児問題は保育士不足が大きな要因です。給料が一般社員に比べて10万円低いという実態なので、資格を持っていても勤めない、また、退職してしまうということになっています。こういう事態だからこそ、保育士が一生の仕事として誇りを持って働き続けられる待遇改善が求められています。身近な本町の職員からの生の声の聞き取りや、要望を聞く機会を設けてはいかがでしょうか。

3つ目、愛里保育園内で保育室を増やすことを提案し続けていますが、その実現に向けて、今年度取り組んだ内容と今後の展望の報告をお願いします。

学童についてです。コロナ禍を受けて収入減に陥っている家庭が増え、子育て世代からは、何とか働きたいとのことで、ますます学童保育を希望する家庭が増えることが予想されますが、どのように対応を考えていますか。

第2の家と表現されている学童施設については、根本から考え直さなければいけません。学校施設内のランチルームで行っている実態はほかに見当たりません。家庭的雰囲気があり、のんびりほっこり過ごせるほんまもんの学童保育を子供たちにプレゼントするために専用の施設建設が必要と考えますが、見解を求めます。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

**教育次長** 高橋議員の、保育待機児解消のための対策は、のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、保育の①の待機児童が出そうかどうかにつきましては、本日現在におきましても書類審査の最中でございますので、ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

②の、本町の職員からの生の声を聞く機会を設けてはどうかのご質問につきましては、秋に、管理職を除く全ての保育士と面談をしております。

③につきましては、保育園現場の意見を聞きまして、図面に落として検討しているところでございます。

次に、学童の①につきましては、昨年度も今年度も、指導者不足による利用のお断りを何件かする結果となりましたので、来年度につきましては指導者の採用について早期から募集をかけていきたいと考えております。

また、②につきましては、これまでも答弁をさせていただきましたように、平成30年度に行ったアンケート結果では、利用者の8割の保護者の方が「今のままがいい」という回答があり、「現状の方が連携が取りやすい」、「近いところにあるので安心感がある」という意見をいただいております。

以上です。

**河合議長** 高橋議員、再質問。

**高橋議員** はい。

**河合議長** どうぞ。

**高橋議員** それでは、まず、待機児の様子が、今日も答えられないということだったんですけれども、それでは園別にね、保育園両方、そして幼稚園に何人が申し込まれたかというのを教えてください。

そして、待機児問題の保育士不足についてなんですけれども、管理職を除く全ての職員さんと面談をなさっているということで、私もこういう経験を持っているんですけれども、その中で給料面のこととか、働いている中でこういうことに困っていますとか、いわゆる職場の中のね、パワハラがあるのかないのか知りませんが、そういう働きやすい環境をつくるための要望なり提案は出ていますか。そして、こういう手厚いことをなさっているから離職者というのは少ないと思っていたらいいでしょうかね、来年度の離職者の様子というのも、もうそろそろ出てきていると思いますので、教えてください。そして、去年の場合はやめようと思っていた方が、管理職の一生懸命の訴えで踏みとどまったというよい事例もありましたので、そういう点では本当に風通しのいい職場環境というのが大事かと思っておりますので、お願いします。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初の園別の申込者数というご質問だったと思うんですけども、それは申し込んだ方の不安をあおるということで、全体数で答弁をさせていただきたいと思います。保育園につきましては197名、幼稚園については67名でございます。

また、2つ目の保育士の声ということなんですけれども、働きやすい環境の要望の有無はということ、要望といたしましては保育士自身が家庭の事情等で、働く時間等を調整して働いておられるという方がおられますので、保育園が望む働き方と、保育士の望む働き方のマッチングはなかなか難しいかなとは思っておりますけども、今現在、保育園で勤務してくださっている方の保育士の来年度の離職という声は、直接は聞いておりません。

以上です。

河合議長 高橋議員、再々質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 それでは、今、具体的な数値を示すのは保護者の不安をあおるといったんですけど、その意味がもう少し、分からないので教えてください。

そして、働き方についてはマッチングが難しいということだったんですけども、積極的にこういう悩みを訴えている方がおられるかどうかをお願いします。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

保護者の不安をあおるという意味ですけども、当然、保育園には定数というもの、入れる園児の定数というものがございます。それを超えて申込者数があった園につきましては、もしかしたら私は入れないんじゃないかというような不安をあおるということで、保育園、2園ありますので、2園の数を合わせて今現在報告させていただいたところでございます。あと、保育士の不安ということは、現在、声は聞いておりません。

以上です。

河合議長 高橋議員、次の質問をしてください。

高橋議員 それでは、町長にお伺いします。「ポートレースチケットショップ湖東」の出

店計画について。

1つ、町としてこの動きをご存じですか。

2つ目、予定地とされている沢地区住民だけの問題ではなく、豊郷町と周辺住民にも関わる問題と捉えているのかどうか答弁をお願いします。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員のボートレースチケットショップ湖東の出店計画についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、町としてこの動きを知っていたかの点につきましては、地元職員、または町民の皆様等からの情報は聞いたところでございますけれども、現在までに、町に対しての正式な報告等は受けておらないところでございます。

また、2点目の沢地区だけの問題ではなくということですが、もちろん沢地区だけの問題として、沢地区の問題としてはもちろんのこと、町全体として捉えていく計画だと認識をしておるところでございます。

以上でございます。

河合議長 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 町はご存じだということでした。私、いろいろなね、こういう問題について。

河合議長 答弁はどうされますか。

高橋議員 今後も、町として知り得たことは議会にも報告をお願いします。

河合議長 ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。10分間、15時10分から再開します。

(午後3時00分 休憩)

(午後3時10分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

次に、今村恵美子君の一般質問を許します。

今村議員 はい、12番。

河合議長 今村議員。

今村議員 それでは、一問一答で一般質問を行います。

まず1点目、高すぎる介護保険料の引き下げをということで、町長に伺います。

去る11月13日、豊郷町の介護保険をよくする会が、介護保険料を下げて、サービスを切り捨てないでの個人請願書333筆を町長に手渡しました。来年度から第8期豊郷町介護保険事業計画が始まり、介護保険料の改定も行われま

す。豊郷町の65歳以上の第1号被保険者の特徴は、全体の6割強が本人住民税非課税者、そして、本人住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方が約17%で、合わせますと約8割となります。県下19市町の中で、高齢者の平均所得が低いのが豊郷町、甲良町ですが、一方、介護保険料は県下トップで高いのが甲良町、そして3番目に高いのが豊郷町です。

町は、第7期事業計画を約2年半実施した実績を踏まえ、高齢者所得の低い豊郷町で、介護保険料が高過ぎる原因はどこにあるのか。また、町として介護保険料の引下げを実現するためには、何をすべきなのかの答弁を求めます。

次に、町長は、介護保険制度は国の制度で、町の独自施策はできない等のことを議会でも、これまでも答弁を繰り返していますが、しかし政府は、低所得層の介護保険料の独自引下げの措置を講じていて、これは既に、介護保険料の負担割合を、国が超えて負担軽減を実施している事実です。全国自治体の中には、介護保険料や、利用料の負担軽減施策として独自減免制度や一般財源の繰入れなど、取り組んでいます。豊郷町で、老後安心して健康に住み続ける高齢者福祉対策として、町独自支援施策の実施をすべきと思いますが、答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村恵美子議員の高過ぎる介護保険料の引下げをのご質問にお答えいたします。

高齢者所得の低い豊郷町で、介護保険料が高過ぎるとのご指摘の原因については、介護保険の制度上、その計画期間における給付費の総計等に応じて介護保険料が算定されるため、本町では第1号被保険者、一人当たりの給付月額が、令和2年度平均ですけれども、滋賀県では4番目に高いものとなっております。また、全国平均を上回っていることから、サービス利用が多いことが一因であるというふうに考えております。さらに、議員ご指摘のとおり合計所得金額120万円未満の被保険者が全体の8割を占めていることも、高齢者全体で保険料を負担する関係上、保険料が高くなる一因であるというふうに考えております。

介護保険料の引下げのためにすべきこととしましては、まず、第8期の介護保険料については、現在保有しております介護保険給付準備基金の活用が1点、さらに、要介護状態になる前の予防として、令和元年度から実施しております元氣力アップ教室、後期高齢者一生青春事業等を推進することで、高齢者の皆さんの健康意識をより一層高めることが重要であるというふうに考えております。

最後になりますけれども、一般会計からの繰入れにつきましては、介護保険法

第124条に規定されている、一般会計の負担以外の負担については、これまでお答えしてきたとおり実施の方を考えておりませんので、ご理解の方をよろしくお願いします。

以上です。

河合議長

今村委員、再質問。

今村議員

今、課長の方から、介護保険の制度上そうなると、豊郷町は低所得者が多いから保険料も上がるというお話で聞きましたが、私は全国の例として、自治体で独自に保険料や、また、利用料を独自減免している、こういった自治体はどのくらいあるのかということ調べました。そうしますと、近隣では、愛知県を見ますと、愛知県ではね、県下54自治体のうち7割、38自治体が保険料、利用料など、独自減免を行っております。会計検査院の検査報告を見ましても、全国的に、全国自治体の約2割ぐらいが、一般会計からの繰入れや独自減免をやっているという実績が書かれております。また、私は低所得者に対する保険料軽減措置がされたということもさっき言いましたが、これは午前中の補正予算の中で、令和元年度実績はどのくらいですかとお聞きしましたら、課長の方からは978万円ぐらいだという話をお聞きしまして、この低所得者保険料軽減措置というのは、国がそういう制度をつくったんですが、負担割合はありまして、国が2分の1、県が4分の1、町も4分の1という形のそれぞれの負担があります。それを計算すると、元年では二百四十何万ぐらいの、もう既に、町の一般会計からの独自繰入れはされているんです。そういうことを検証しますとね、豊郷町の場合、やっぱり独自減免は必要不可欠な自治体じゃないかと思いますが、こういったことに対して、国の制度だからということで一貫して否定をしてくれておりますが、これについて、第8期に向けて、私、試算もしましたけど、事業費の、給付費の年度ごとの。下げられる財源はあるんですよね、あるのにかかわらず下げないというのはちょっとおかしいなとは思いますが、こういったことで独自施策をしないのかどうか、課長でも町長でも結構です。答弁求めます。

伊藤町長

議長。

河合議長

町長。

伊藤町長

それでは、高過ぎる介護保険の引下げの再質問にお答えします。

議員おっしゃったように、政府は低所得者層の介護保険料の独自引下げの措置を講じていて、これは既に介護保険料の負担割合を、国が超えて負担軽減を実施していると、これはまさしく全国の町村会が低所得者対策をしっかりとやるよということ提言をしているのが実だったのであります。それで、今後も調整交付金をしっかりと、高齢者の数、所得の数で対応していただきたいというて現

在はやっているところでございます。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

**河合議長** 今村議員、再々質問。

**今村議員** はい。

**河合議長** どうぞ。

**今村議員** なぜ、私は豊郷町で高過ぎる保険料や利用料の独自減免が必要かというのは、この給付実績を見てつくづく思いました。豊郷の場合は介護保険の認定、要支援から要介護5まで受けて、その受給率ね、それを認定の各段階においてどのくらい受給しているのかなというのを、資料もいただきましたので、見ますと、やはり受給抑制、お金がないから利用料が払えない、こういった方々が豊郷町では比較的多いんじゃないかと思うんです。特に要支援1、2の方たちの人数が非常に少ないですよね。で、やっぱり要支援1、2でも認定で、保険料段階が住民税非課税でも、一番高い人は6,480円払わなあかんのです。国保税少ない、3万円ほどの年金でも、それは年金から引かれますので、落ちます、2か月分先取りで。それで要支援1を受けても5,000円の1割負担がかかります。それが要介護1、2、3、4になって、5になると一番上限です。介護5で3万6,000円から7,000円ぐらいまでとられます。だから受けられないんです、はっきり言って。だから、病院に運ばれて悪くなったら介護度が上がるという悪循環が繰り返されて、施設がすごく増えているみたいにおっしゃっていましたが、あの利用状況の、給付状況でいくと、やはり両方とも抑制がされているなと思いました。特に2年度、今年度は全体の給付料額が、どうも、かなり落ちるなと思いました。半年実績で計算しても少ないです。こういった中で、豊郷町で第8期に向けて、今、標準額で6,480円ですが、6,000円以下に落とす、これは私はできることであり、やらねばならないことだと思います。介護報酬が若干上がりますが、単位の金額は上がりますが、この3か年の状況を見たら、介護抑制、サービス抑制というのがかなり多いんです。こういったことを考えたら、もう、このことを決断できるのは町長しかいない、町長のリーダーシップが問われていますが、いかがですか。

**伊藤町長** 議長。

**河合議長** 町長。

**伊藤町長** それでは、再々質問にお答えします。

しっかりと法を守ってやっていく、その上でしっかり国の方に、この制度の、今の、20年経ちましたから、それぞれ欠陥点がありますので、軽減の方を訴えていきたい、このように思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

**今村議員** 町長、やらないのが分かった。次いきます。



河合議長 今村議員、次の質問をしてください。

今村議員 続きまして、公営住宅の空き室の入居促進と、改良住宅譲渡事業の促進をお尋ねいたします。町長に答弁を求めます。

町の公営住宅入居募集は年度に数回、わずかな戸数なので、結果として当たらない方が多数出ます。そこで担当課に公営住宅の空き戸数を聞きますと、10月1日現在で14戸あると報告がありました。家賃収入は、公営住宅の維持管理費としての重要な財源です。入居募集をしなかった理由を説明してください。そして早急に空き戸数をなくしていくべきと考えますが、担当課の見解を求めます。

次に、改良住宅譲渡事業が始まって随分たちますが、進捗率は、現在3割しかありません。高野瀬団地や長池団地は早期譲渡が必要であり、町がこのまま放置のような状態を続けることは、譲渡を望んでおられる関係住民に対して無責任な対応です。分離不能型も譲渡を進めると言われましたが、今年度中に何個譲渡するのか説明を求めます。

次、また、改良住宅を町に返還した戸数が14個ありますが、現在、公営住宅入居者で改良住宅に移りたいという方には譲渡を前提に転居をすることも、改良住宅、改良住宅譲渡事業の促進にもつながると考えますが、町の見解を求めます。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員の公営住宅の空き家の入居促進と改良住宅譲渡事業の促進についてお答えいたします。

まず、公営住宅の空き家の入居促進についてですが、過去3年間の住宅募集実績をご説明申し上げます。平成29年度、上枝団地2戸、椿原団地1戸、合計3戸、平成30年度、上枝団地1戸、大溝団地3戸、合計4戸、令和元年度、椿原団地1戸、レイク1戸の合計2戸、令和2年度はレイク1戸でございます。

このように、過去3年間で9戸、本年度は1戸の募集実績でございます。担当課といたしまして、住宅募集は随時行っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、改良住宅譲渡事業の推進についてですが、年度別の譲渡実績の件数をご報告いたします。平成23年度5戸、28年度42戸、29年度4戸、30年度1戸、令和元年度4戸の合計56戸でございます。なお、令和2年度につきましては分離不可2戸と、分離可能型2戸の予定でございます。進捗率といたしましては、議員おっしゃるとおり、184戸中56戸で3割ですが、町として、毎年譲

渡推進を行っておりますので、放置している認識はございませんので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。また、改良住宅の空き14戸の取り扱いについては、課題解決に向け努力していきますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

河合議長 今村議員、再質問。

今村議員 公営住宅の入居者の募集状況はお聞きしましたが、これに対して、応募されたのは何人だったんですか。応募された人もカウントしてるはずですよ。募集した戸数だけを言うと非常に少ないし、佃団地、大溝団地、宮の西団地、ここで、管理戸数に比べて入居戸数が少ないですよ、ここの募集が少ないのはどういう理由で少ないんですか。宮の西団地は募集をして、水回りの水漏れが分かって、あそこのレイクサイドに移ってもらったという説明は聞きましたが、宮の西団地で管理戸数24戸あるうち18戸しか入居していないということは、6戸はあいているわけですよ。そういう、あいたままずっと放置をしていくこのやり方は改善すべきだと思うんです。

また、改良住宅におきましても、この件数というのは非常にこれは、私から見たら職務怠慢です。分離型でない、分離不能型でも、もう、片側だけでも譲渡しますって言ってからどのくらいになりますか。そういった面で、この譲渡事業が進まない原因は一体何ですか。また、町にも返還された14戸、以前も公営住宅の人で、欲しい人とかに改良住宅譲渡した、譲渡というか権利金をもらって移った方もいます。そういうことを過去はやっておりながら、今日は何もしない、放置したままやというのは明らかに業務怠慢だと私は思いますが、このことについて答弁を求めます。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の最再質問にお答えいたします。

公営住宅14戸の空き状況についてご説明いたします。14戸の内訳でございますが、佃団地5戸については、従前から住宅の老朽化に伴い募集を行わないということから修繕は行っておりません。また、宮の西団地6戸におきましては、住宅返還以降、老朽化等に伴い修繕箇所が多々ございます。その旨、町といたしましては苦慮しているところでございます。なお、残り3戸のうち2戸は政策空家でございます。残り1戸につきましては来年1月に募集予定でございます。

続きまして、改良住宅の空き家の課題でございます。放置しているとおっしゃ

りますのでお答えいたします。改良住宅については、議員ご存じのとおり、地区改良事業の協力者の代替住宅として建設されております。事業協力者の権利住宅であることでございます。次に、改良住宅の空き家の修繕の問題がございます。平成30年度に空き家の改良住宅を修繕するのに、当初設計を組んだところ1件当たり250万から300万円の修繕料を費やすことであります。また、改良住宅を公営住宅として使用するためには使用料の問題もございます。以前論議されました住宅を取り壊し、更地にして土地を売買してはどうかとの意見もございましたが、この場合、国庫補助の返還が生じることが想定されます。いろいろな課題がございますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上です。

河合議長 今村議員、再々質問はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 どうぞ。

今村議員 今、課長の答弁を聞いてると、私が最初に聞いた、応募された方は何人トータルいたんですかというのは一切答えませんね、残念ですわ。みんな何遍も外れても申し込んでるんですよね、で、老朽化してるとかおっしゃいますけど、公営住宅長寿命化計画10カ年計画という中で、修繕等も年々、年度年度予算計上して、私、甲良の公営住宅と比較すると、本当に豊郷はまだいろんな面できれいにしてくれてるなと思って、住んでる方もすごく感謝してますよ。その、老朽化という問題ありますけれども、この老朽化問題、耐用年数45年過ぎたから、それをどうするかというのは、この45年を過ぎても予防修繕をして、長寿命化であと20年するときの経費と、立て替えた経費とどっちが大きいかというのが国の言うてることですよ、だから私は、豊郷は、これまでも修繕費を結構かけて、高齢者にも住めるようなお風呂の段取りとか、電化製品でもそういう形にしたりとか、火事にならないようにとか、いろいろな工夫をしてくれたと思うんです、耐震もしてくれましたし、そういう意味ではこれを使わないで、もうそのままにしておくのではなくて、必要な修繕は行って、やはり、入りたいけど入れないという人たちにその受け皿をつくってあげるというのは大事だと思うんです。

それと改良住宅の、町に返還した分ですよ。これ、14戸、これを改修するのに250万円から300万円かかるという話ですけど、これも同じなんですよ、改良住宅も耐用年数が、一番古いタイプの、壁1枚で仕切られた分離不能型、こういったところはもう耐用年数過ぎてるところもありますよね、でも、町が耐震やいろんな修繕を施していただいたので、まだまだ十分に住めるんですよ。だからそういった面では、長期的な展望に立って、これを向こう20年住めるよ

うな形にして住んでもらって、譲渡に協力してもらおうという形で変更していくということも十分可能だと思うんです。それで、この譲渡条件というのがありますから、この今の町の譲渡条件でいきますと、修繕費という形じゃなくても、物置小屋代とか出るわけじゃないですか、そういうのもいろいろ工夫したら、改良住宅で本当に、あの鉄骨構造、頑丈だからまだまだ住めますよ、そういうふうにもっと検討してほしいんです。公営住宅にしても私はまだ十分に住める、そういったこともぜひ考えていただきたいと思いますが、で、募集も早く、もっと数を増やしてほしいと思いますが、最後にいかがでしょうか。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再々質問にお答えいたします。

すいません、募集件数でございます。全て網羅しているわけではございませんので、まず、過去3年9件と、現状1件10件、募集した段階で、大体約5倍、1件につき5人の方が応募しているような状況でございますので、約50件ということでご了承願いたいと思います。

それと、担当課といたしまして、当然14戸、あいている部分を早く修繕しろというのは理解しておりますが、議員おっしゃる、住民が安全に、快適に住める環境保全の義務を果たすために、軽微な修繕の場所から、担当課といたしましては手をつけて、随時募集をさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それと改良住宅、今、現状、譲渡推進しているわけですが、その中で公営住宅化して、改良住宅に入居してもらおうというのは、時期的に。

今村議員 公営住宅化じゃないよ。譲渡する対象として。

人権政策課長 譲渡対象として募集するというのは、今現状、譲渡推進を行っている中でございますので、時期を考えさせていただきたいと思います。

以上です。

河合議長 今村議員、次の質問をしてください。

今村議員 続きまして、住宅地付近の民間倉庫や工場などによる騒音、振動、大型車両の通行に対する規定条例制定をということで、町長に伺います。

平成30年の12月議会で、隣保館横の戸田倉庫問題で質問をして、町対策を求めましたが、納得のいく答弁ではありませんでした。その後2年が過ぎ、この間倉庫は増え続け、関係住民の方々から様々な苦情が寄せられています。町は憲法、地方自治法に基づき、住民が安全で快適に住める環境保全の義務があります。そのために、民間企業の開発や設置に関する規制を条例化すべきだと考えます

が、答弁を求めます。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員の、住宅付近の民間倉庫や工場などによる騒音、振動、大型車両の通行に対する規制条例制定をのご質問にお答えをします。

町といたしましても、民間倉庫や工場による騒音、振動、大型車両の通行に対しては、住宅地への影響を抑えることは一定必要と考えておりますし、住民が安全、快適に住める環境を整えるために日々業務を行っておりますが、一方で個人や法人の経済活動の権利を保障されているとも考えております。

平成30年12月議会で議員おっしゃったように、地方自治法第1条の2第1項に基づき、総合的に判断をさせていただいて、現状となっております。現在は、3,000平米以上の開発につきましては開発許可申請を必要としておりますが、それよりも厳しい民間企業の開発等に関する規制の条例化は困難であると考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

河合議長 今村議員、再質問ありますか。

今村議員 この問題はやっぱり、住民の皆さんが安心して暮らす、この生活が脅かされているという問題ですね。私は、町が何かいろいろ研究してくれるのかなと思っていましたが、一向に何もしないので全国の事例を調べてみました。この環境を守るための条例とか主な法令とか、いろいろあるんですけども、国は法令で、いろいろな事業活動に伴ういろいろな規制に関し管理をするものということで、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法、ダイオキシンに対する、いろいろあるんです。これを地方として、地方自治は一体それに対してどういうことを条例化しているのかというので、載っているところで調べましたら、これは東京の世田谷区の環境基本条例、環境への配慮要請、説明会の開催、環境計画書及び説明会開催状況報告書の提出、豊郷町でも環境基本条例をつくりますとね、ここには環境配慮制度というのができまして、この制度は開発事業者等の方々に環境への配慮を要請し、協議終了後に環境計画書及び説明会開催状況報告書の提出を求め、その内容を環境配慮幹事会で検討した上で手続が終了となります。また、各段階で環境の配慮が不十分と認めた場合は、改めて配慮を要請します。また、手続終了後には区の環境審議会にその旨も報告いたしますという形で、種類はいろいろ、住宅、団地等の建設、土地区画整理事業とか、いろいろな市街化の開発、道路の建設、廃棄物処理施設の建設、いろいろなことが書かれているんですが、建物等の建築等の建設に関してとかね、私も

豊郷町で、豊郷町はそういう市外化調整区域の発生もしていませんので、幾らでも農地を買って、農業委員会さえ通ったらどうにでもなるような感じで、どんどん倉庫が建っています。また、先ほど議員の質問にもありましたけれども、そういう、場外舟券みたいな、そういう施設のね、それも、そういうのもどんどん進出してきています。でも、町民は豊郷町で、やっぱり子育てもするし、老後も暮らすから、安心して住める町政を望んでいます。こういったことで、やはりこういう対策を町が講じない限りは、幾らでも町と県に申請書を出して、そこを通ったら何でもできるみたいなやり方に今日までなっているわけです。こういったことで、私はこういった条例制定への、環境基本条例の豊郷版も作る必要もありますし、こういった環境審議会等もつくって、やはり住民と町政と一緒に、ここの豊郷の住環境を守っていく、町民の暮らしを守る、青少年の健全育成をつくっていく、こういった立場で、こういったことを制定していく必要があるんじゃないかと思っていますが、それについての見解を求めます。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員の再質問にお答えをいたします。

従来からご質問等をいただきまして、本町におきましても検討はさせていただいております。各県なり、町村会なり、いろんなところに問い合わせ、こういう問題が豊郷町では起こっている、何とかできる方法はないかということで、問い合わせで研究はしておりました。しかしながら、現状におきましては都市計画法やら、農地法、建築基準法等、各法律を違反しているわけではございません。議員のおっしゃるように計画をつくらせていただいても、あくまでも、配慮を求めたり要請をしたりということで、実効性が伴うこととはまた別の問題になってきておりますので、本町といたしましても、先ほども申し上げたように、しないのではなくて、困難やというふうに申し上げておるところですので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

今村議員 はい、議長。

河合議長 再々審議、どうぞ。

今村議員 困難やというのは、非常に矮小的な行政の考え方だと思います。豊郷町にあった形での環境基本条例って作れるんですよ。だからそれを、住民の声も、そういう説明会の声とか、いろいろなのを総合、鑑みて、事業者にこういう対応をしてくれとか、いろいろなことはできるんですよ。だからそこら辺はね、私から見ると非常に、やらない方向での検討をしてたのかなと思って残念ですけど、私では

きると、これは町のやる気だけの問題だと思いたいますが、再度、この検討は進めて  
いただきたいと思います。いかがですか。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、本町といたしましても、現状に対して問題意識を持っておりますので、従来から各方面にも問合せをしております。ただ、現在は、法律等に違反されたわけでもありません。議員が前回でもおっしゃるとおり、地方自治法等にありますのは、法律の範囲内で条例を制定することができるというようなこととなりますので、範囲を超えての規制をかけようとする、結局のところ法律からはみ出てしまうというようなことで、なかなか難しいと申し上げておるところで、今後も研究を続けていきまして、何らかい方法があれば本町でもやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 次の質問をしてください。

今村議員 続きまして、役場庁舎建替工事の設計を問う。

現在、新築棟の工事が進められています。町広報、11月号の今後のスケジュール予定には、来年4月、5月に新築棟に引っ越しとありますが、具体的にどこの部署、職員の引っ越しを考えているのかを説明を求めます。

コロナ禍の中、税収も減り、多額の公費を使う庁舎建替え事業の節約・設計見直しも考えておられるのか、教育委員会は現況の旧豊小で、副町長室は不要ではないかと、これまでも指摘しましたが、町の答弁を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、役場庁舎建替え工事の設計を問うということで私の方からお答えをさせていただきます。

まず、5月の引っ越し、全協でもご説明をさせていただきましたけれども、5月1日から5日の連休中に、引っ越しについては現在のところ考えておりました、現在の本館、旧館、別館で執務をしている部署を新館に移動し、次の工程と申しますか、別館の改修と本館、旧館の解体に向けての工程に進む予定をしておるところでございます。

次に事業の節約、設計の見直しでございますけれども、まず、工事の進捗につきましては計画どおり順調に進んでおりますことから、何ら問題はないものと

考えております。また、教育委員会の事務所につきましては予定どおり新館に移動し、副町長室は必要であると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

河合議長 今村議員、再質問。

今村議員 再質問です。市町村役場機能緊急保全事業の、この工事は約13億で起債と、交付金も交付税措置されるということでやっていくという説明でありましたので、この起債対象経費、もう随分、工事始まりましたから、これ、総務省ときちんと協議も済んだことやと思いますが、この起債対象経費は幾らと算出しますか。この庁舎建替事業費掛ける建替え前の延べ床面積、または標準面積を新庁舎の面積ではかるんですけれども、この計算式がありますが、それで豊郷の起債対象経費は幾らに、町としては経費を算出したか説明してください。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは再質問にお答えをしたいと思います。

12億6,324万円から解体、別館工事等を除いた金額は10億3,920万円でございます。そこから面積の計算式に当てはめると、これは、緊急保全事業債というのは7億3,400万円というふうに計算をしておるところでございます。

以上でございます。

河合議長 今村議員、再々質問。

今村議員 はい。

河合議長 どうぞ。

今村議員 これでいくと、起債対象経費12億円のうち対象になるのが10億円だということ、そのうちの7億数千万円が起債対象経費になるという説明でしたね、今ね。国の、これの交付税で、起債対象額の7億数千万円掛ける、その75%が交付金としてやってくるということですが、それを30年の、この前説明があった5%の率で30年で、その分をちょっとずつ返してもらいたい話ですね、計画では。

この庁舎の、私、今回、設計見直しも必要じゃないかというのは、国は起債を起こせるのが7億何千万やと、しかし、できる限りは自治体の独自基金を使いなさいということも一方では言うてますよね。だからうちの財政調整基金や公共施設整備基金とか、ああいったことも国としては、おたくの自治体に余力があるんやったらその辺も使って、起債はこの範囲で貸してあげますよと、それを言うてるわけですけれども、そういう中で、私、この面積ね、面積は新庁舎の面積と



というのは建替え前の面積と比べて大きくなるんですか。それと標準面積の計算式も、入居者数の、当初は35.3平米と言いましたが、改定があって、1人当たり40.8平米に変わりましたよね、うちの場合は、この起債対象経費の建替え前の延べ床面積の平米数と、標準面積の平米数、それぞれ、それと新庁舎の面積というのはそれぞれ幾らで、今回、どれを採用して計算したのかを教えてください。教育委員会と副町長というのは、現在、これは教育委員会をこちらに、ここに移して、公営企業職員は外さなあかんのですよね、これを読んでいると、だから庁内にいる上下水道の職員は減らしますが、こういうことを踏まえて、さっきのことの金額を説明してください。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、再々質問にお答えをしたいと思います。

標準面積等々ございましたけれども、以前にもご説明をさせていただいたと思うんですけれども、今いる職員の数ならびに、今後障がい者の方々の方が奉職された場合の、クリアできる面積も必要ですから、基準面積からそれぞれ、今ある机のレイアウト、またはその中を車椅子が通る、事務室の中も車椅子が通るところ、また、今の会議室等々、全ての面積を網羅した中での面積を算定させていただいた。今現在の標準面積等に基づくものだけでは、数字だけで本来の業務ができるのかということも疑問でございましたので、そういう部分では、やはり面積というものは現実に合わさせていただいたということでございます。

以上です。

今村議員 面積の平米数言うてって言うたでしょ、ちゃんと言って。理屈は聞いた。言って、現実、計算式の。

総務課長 ですから計算はしておりません。今の図面に落として机の数を配置し、車椅子が通るだけのすき間を、その距離をはかりましての図面を引いて、設計士にそれを申し上げて設計をしていただいたということでございます。

以上でございます。

今村議員 それがなかったら起債対象経費が出ないやろ。情報公開するわ。

河合議長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後3時59分 散会)